

塩尻市 いきいき長寿計画

塩尻市老人福祉計画

第9期介護保険事業計画

第1期塩尻市認知症施策推進計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



塩尻市

【目 次】

第1章 はじめに.....	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の概要	2
1 計画の位置づけ	2
2 計画期間	4
3 関連する計画	4
4 日常生活圏域別の状況	5
5 計画策定の過程	5
6 計画の公表と進行管理	5
第2章 高齢者を取り巻く状況.....	6
第1節 少子高齢化の現状と見通し	6
1 人口の推移及び推計	6
2 高齢者世帯の傾向	8
3 圏域別・地区別の状況	8
第2節 要介護（要支援）者の状況	9
1 介護認定者数の状況	9
2 新規認定者の原因疾患	10
第3節 介護保険事業の状況	11
1 介護保険サービス受給者の推移	11
2 介護給付費の推移	12
第4節 趣味や生きがいの状況	13
第5節 健康づくり・介護予防	15
1 平均寿命・健康寿命	15
2 塩尻市の主要死因疾患	16
3 健康づくり、介護予防の取組	16
第6節 住み慣れた地域での生活継続に向けた意向や必要な取組	17
1 在宅生活継続に向けて必要な取組	17
2 家族での介護・介助の状況	18
3 地域での支え合いニーズ	19
第7節 市内介護事業所の状況	20
1 介護事業所の人材不足状況	20
2 介護サービス事業所の運営上の課題	21
第8節 第8期計画の数値目標・取組の状況	24
1 「自らつくるいきいき健康長寿」	24
2 「つながりで 安心して生活できる地域づくり」	26

3 「介護保険制度の適正な運営」	28
第9節 本市の現状と課題のまとめ	30
1 令和22（2040）年の見通し	30
2 本市の主な課題	30
 第3章 本市の目指す姿	32
第1節 本市の目指す姿	32
第2節 施策体系	34
 第4章 施策の展開	35
推進目標1 自らつくるいきいき健康長寿	35
1-1 生きがいづくりと社会参加の促進	35
1-2 健康の維持増進の支援	37
1-3 介護予防の推進	39
推進目標2 住民・関係機関・行政がつながり、暮らしをサポートする地域づくり	42
2-1 在宅生活の継続に向けたサービスや支え合いの強化と創出	42
2-2 地域包括支援センターの体制整備の推進	45
2-3 医療と介護の連携強化	46
2-4 認知症対策の推進	50
2-5 高齢者及びその家族の安心・安全な暮らしの確保	55
推進目標3 よりよい介護サービスの提供と将来を見据えた安定的な介護保険制度の運営	58
3-1 適切な介護サービスの提供	58
3-2 介護サービス事業者支援	60
 第5章 介護サービス量の見込み・保険料の設定等	62
第1節 介護保険事業にかかる費用の算出の仕方	62
第2節 介護サービス量の見込み・保険料の算出	63
1 被保険者数の推計	63
2 要介護・要支援認定者数の推計	63
3 介護サービス等の見込み量の推計	64
4 介護保険給付額、標準給付費、地域支援事業費	66
5 第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料基準額	69

第1章 はじめに

第1節 計画策定の背景

●地域包括ケアシステムの構築と運営の必要性

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年以降、医療や介護の需要が更に増加することが見込まれていることから、国は、第6期介護保険事業計画（平成27年～平成29年）において、令和7年を目標として地域包括ケアシステムの構築を促してきました。

本市においても第6期計画から令和7年に向けた長期的な目標を設定し、取組を続けてきましたところです。

第9期計画は、期間中に令和7年を迎えることとなり、これまでの取組の成果を踏まえて実効性のある地域包括ケアシステムの構築・運営を進めることができます。このために、行政や関係機関だけでなく住民や自治会、地域の団体も一体となって、高齢者だけでなく誰もが住みやすく互いに支え合える地域をつくっていくことが必要です。

●地域共生社会の実現へ

少子高齢化・人口減少社会の進行、社会保障関係費の増加、高齢者のみの世帯や独居世帯の増加、生活課題の多様化・複雑化（老老介護、閉じこもり、8050問題、虐待など）が課題となっています。

人は一人では生きていくことができません。誰もが必ず、誰かの支えがあって日常生活を送っています。また同時に、誰もが何らかの役割を持ち、誰かの支えになっています。このように地域の中にある「支え・支えられる関係」の循環を、改めて認識することが求められています。

本計画が目指す地域共生社会とは、強みも弱みも持っている人が、「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる全ての人の生活基盤としての地域社会です。この地域社会を共に創っていくことを目指しています。

●2040年までの介護需要を予測したサービス・人的基盤の確保検討が必要

高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年を見通すと、要介護認定者が増える一方で、生産年齢人口が急速に減少することが見込まれています。

これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護のニーズの見込み等を踏まえて、介護サービスの基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るために具体的な支援と施策を総合的に推進することが求められています。



第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、高齢者が人や地域とつながりながら、自分らしく暮らせる塩尻市を目指して、高齢者福祉の重要課題に対する基本的な政策目標を定め、取り組むべき施策を明らかにするものです。

また、本計画は、介護サービス、介護予防、生活支援、認知症高齢者対策の推進など高齢者の生活上の諸課題に対して、介護保険対象サービスと介護保険対象外のサービスとが連携し、総合的かつ効果的な事業を展開するために「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」の2計画を一体的に策定するものです。また、本計画から「認知症施策推進計画」と合わせて策定を行います。

計画の法的位置づけ

名称	内容	法的根拠
老人福祉計画	市内すべての高齢者を対象に介護保険対象外の福祉事業の内容と供給体制の確保の方針を定めるもの	「老人福祉法第20条の8」 市町村は、市町村老人福祉計画（老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画）を定めるものとする。
介護保険事業計画	要介護・要支援者数や介護保険の対象となるサービスの利用動向等に基づいて、今後必要となるサービスの種類と必要量を明らかにするもの	「介護保険法第116条」 厚生労働大臣は、基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）を定めるものとする。 「介護保険法第117条」 市町村は、市町村介護保険事業計画（基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画）を定めるものとする。
認知症施策推進計画	認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けられる地域共生社会の実現のための取組を定めるもの	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条」 市町村は、基本計画及び都道府県計画を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

本計画の策定にあたっては、前回計画である「塩尻市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」において実施した内容の検証を踏まえるとともに、介護保険法の改正、国や長野県の医療福祉政策の動向を踏まえながら、本市に必要な事業体系をまとめました。

●第9期介護保険事業計画にあたり国が示す基本方針の主な内容

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を促進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護関係者間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

2 計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を含むことから、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれます。介護・福祉サービスの充実、地域での支え合いや生活支援の充実、生きがい・健康づくりなど、これまで実施してきた取組を更に推進していきます。



【過年度までの計画期間】

第1期計画 策定：平成11年度	計画対象期間：平成12年度～平成14年度
第2期計画 策定：平成14年度	計画対象期間：平成15年度～平成17年度
第3期計画 策定：平成17年度	計画対象期間：平成18年度～平成20年度
第4期計画 策定：平成20年度	計画対象期間：平成21年度～平成23年度
第5期計画 策定：平成23年度	計画対象期間：平成24年度～平成26年度
第6期計画 策定：平成26年度	計画対象期間：平成27年度～平成29年度
第7期計画 策定：平成29年度	計画対象期間：平成30年度～令和2年度
第8期計画 策定：令和2年度	計画対象期間：令和3年度～令和5年度
第9期計画 策定：令和5年度	計画対象期間：令和6年度～令和8年度

3 関連する計画

本計画は、「第六次塩尻市総合計画」およびこれに基づく「塩尻市地域福祉計画」の下位計画にあたります。

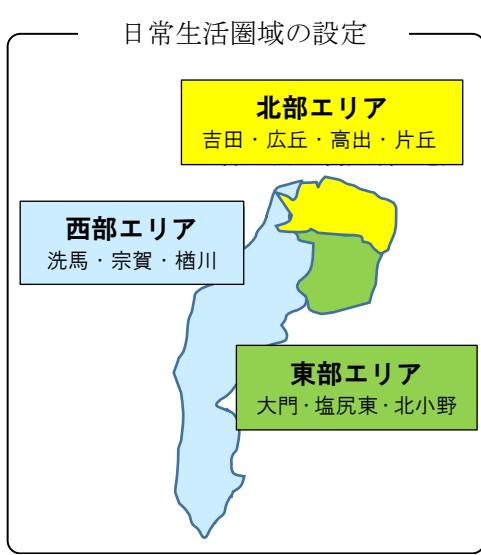
また関連計画としては「塩尻市健康づくり計画」「塩尻市障がい者福祉プラン」等があります。

本計画は、上位計画及び関連計画と整合性を図り、策定するものです。



4 日常生活圏域別の状況

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続する基盤をつくるため、本市では三つの日常生活圏域を設定しています。日常生活圏域ごとの特性やバランスに配慮しながら、福祉基盤を構築します。



区分	北部エリア	東部エリア	西部エリア
面積	40.6 km ²	52.01 km ²	197.37 km ²
圏域人口	34,457人	19,158人	12,213人
高齢者数	8,482人	5,895人	4,744人
高齢化率	24.6%	30.8%	38.8%
75歳以上人口	4,586人	3,253人	2,777人
後期高齢化率	13.3%	17.0%	22.7%
介護認定者数	1,413人	1,022人	812人
介護認定率	16.7%	17.3%	17.1%
一人暮らし高齢者数	1,870人	1,217人	831人
高齢者複数世帯数	1,522世帯	1,077世帯	896世帯
独居高齢者等世帯率	22.0%	28.0%	34.8%

出典：面積 総務省「国勢調査（平成27年）」
その他の数値：塩尻市統計（令和5年4月1日）

5 計画策定の過程

次のようなプロセスで、本計画の策定をしました。

- ・高齢者生活・介護に関する実態調査 令和4年11月22日～12月16日
- ・市内介護事業所調査 令和5年6月14日～7月5日
- ・府内での検討 令和5年5月～令和6年3月
- ・地域福祉推進協議会での検討 令和5年7月～令和6年1月
- ・市民パブリックコメント 令和5年12月11日～令和6年1月10日
- ・議会による検討 令和5年12月～令和6年3月

6 計画の公表と進行管理

本計画は、市ホームページで公開するほか、各支所等に常備することで閲覧を可能とします。また、計画の概要を市広報に掲載するとともに、介護保険制度の改正内容があった場合、必要に応じて説明会を実施します。

計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用するとともに、外部評価機関である「地域福祉推進協議会」において、施策推進方針の検討及び事業実施状況の点検・評価を行います。

第2章 高齢者を取り巻く状況

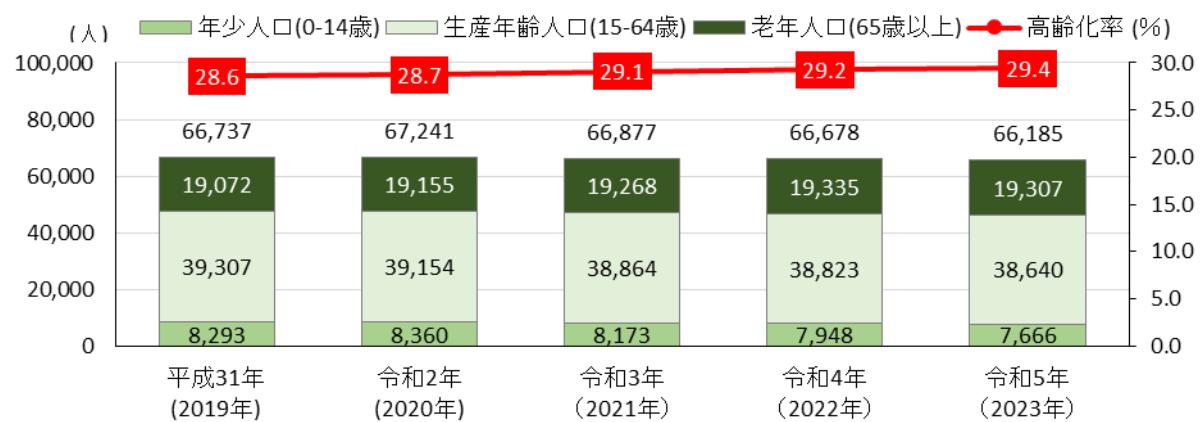
第1節 少子高齢化の現状と見通し

1 人口の推移及び推計

本市の総人口は、毎月人口異動調査によると、令和5（2023）年10月1日時点では66,185人です。そのうち高齢者人口は19,307人となっています。

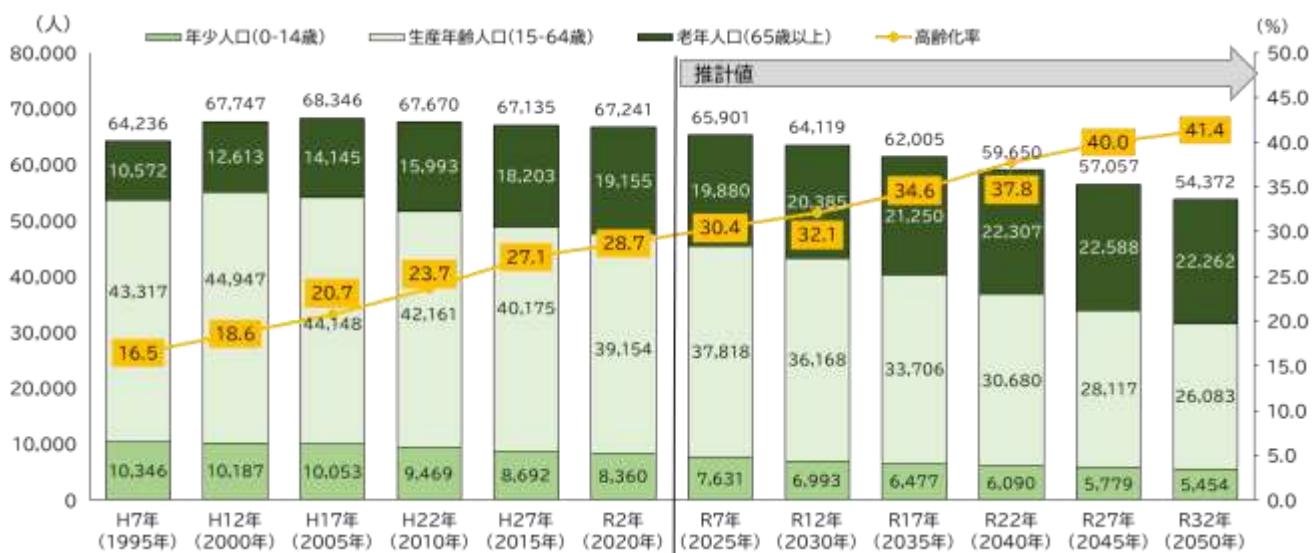
本市の推計では、令和22（2040）年にかけて、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）はともに減少し、総人口は6万人を下回ることが予想されています。また、高齢者人口は一貫して増加し続け、令和27（2045）年には22,588人と予想されています。

図表 1 塩尻市の年齢3区分人口の推移



出典：毎月人口異動調査（各年10月1日現在）・令和2年は国勢調査
※総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢の合計値と一致しない

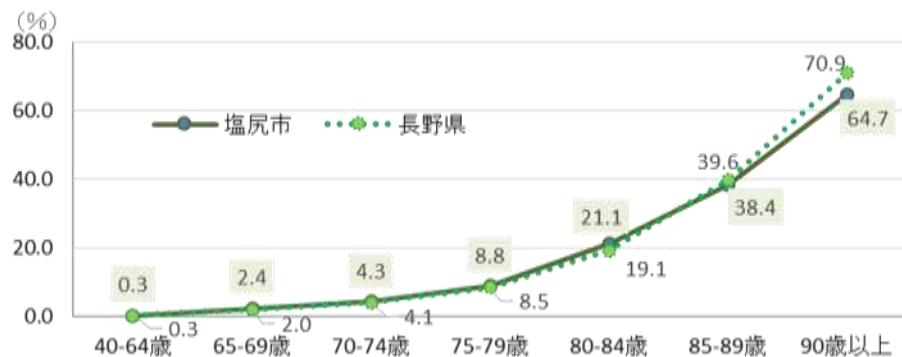
図表 2 塩尻市の年齢3区分人口の推移と将来推計



出典：実績／総務省「国勢調査」、推計／塩尻市企画課による推計
※総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢の合計値と一致しない

年齢階級別要介護・要支援認定率をみると、80歳未満は1割未満ですが、80～84歳で約2割、85～89歳で約4割、90歳以上で約6～7割まで上昇します。将来推計をみると、85歳以上人口は令和2（2020）年から令和22（2040）年にかけて約1.7倍に増加すると予測され、介護予防の強化及び介護需要に対応できる体制づくりが求められます。

図表3 塩尻市・長野県の年齢階級別要介護・要支援認定率（令和5（2023）年）



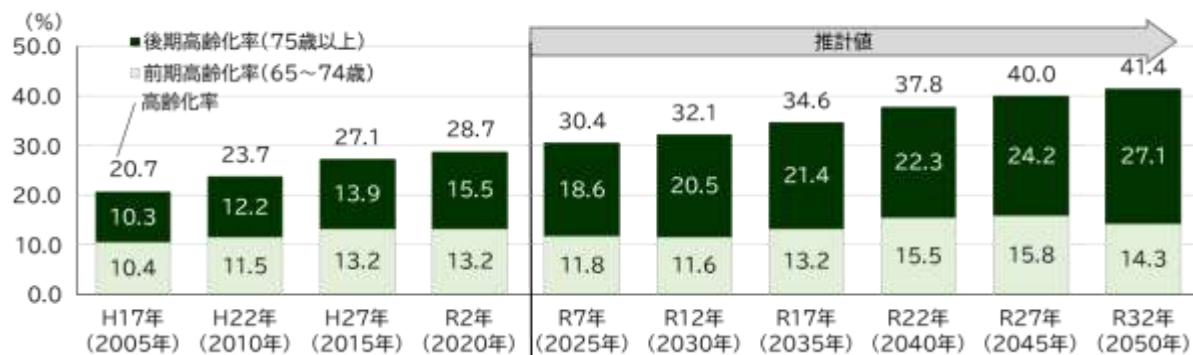
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」（令和5年4月）、長野県「毎月人口異動調査」（令和5年4月）

図表4 塩尻市の高齢者人口の推移と将来推計



出典：実績／総務省「国勢調査」、推計／塩尻市企画課による推計

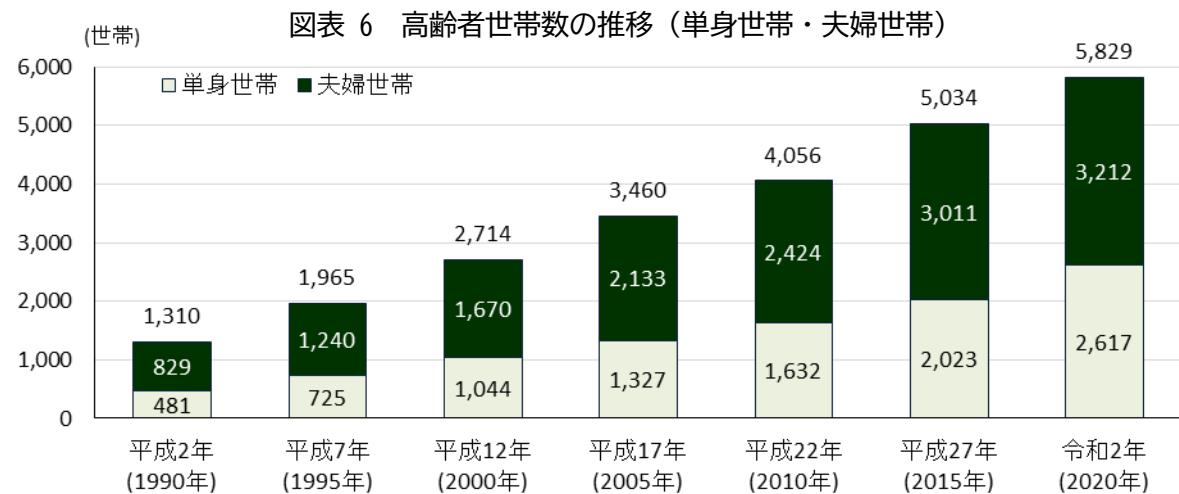
図表5 塩尻市の高齢化率の推移と将来推計



出典：実績／総務省「国勢調査」、推計／塩尻市企画課による推計

2 高齢者世帯の傾向

高齢者の単身世帯や夫婦世帯は増加しており、令和2（2020）年で合計5,829世帯となっています。



出典：総務省「国勢調査」

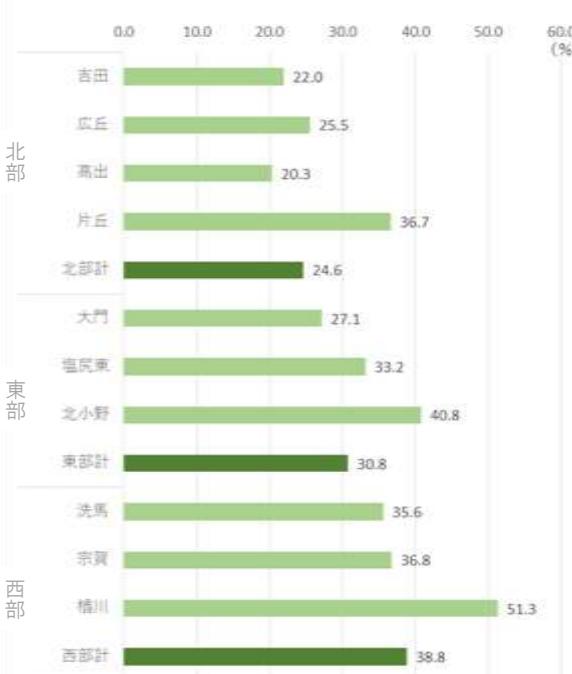
3 圏域別・地区別の状況

圏域別・地区別に高齢者人口と高齢化率の状況は、高齢化率が最も低い北部エリアは、吉田、広丘、高出の高齢化率の低さが影響しています。令和5年度には、東部エリアは、北小野の高齢化率が40.8%と高くなっています。高齢化率が高い西部エリアは、檜川が51.3%と10地区で最も高くなっています。地区ごとの特性やバランスに配慮しながら、福祉基盤を構築していく必要があります。

図表 7 圏域別・地区別高齢者数・高齢化率

圏域	地区	項目	令和3年	令和4年	令和5年
北部	吉田	高齢者人口	2,037	2,032	2,060
	吉田	高齢化率	22.0%	21.9%	22.0%
	広丘	高齢者人口	3,438	3,465	3,471
	広丘	高齢化率	25.0%	25.4%	25.5%
中部	高出	高齢者人口	1,506	1,541	1,566
	高出	高齢化率	19.6%	20.1%	20.3%
	片丘	高齢者人口	1,394	1,397	1,385
	片丘	高齢化率	35.6%	36.3%	36.7%
北部計		高齢者人口	8,375	8,435	8,482
北部計		高齢化率	24.2%	24.5%	24.6%
東部	大門	高齢者人口	2,608	2,665	2,684
	大門	高齢化率	26.6%	26.8%	27.1%
	塩尻東	高齢者人口	2,489	2,496	2,468
	塩尻東	高齢化率	32.9%	33.4%	33.2%
東部計	北小野	高齢者人口	751	744	743
	北小野	高齢化率	40.2%	40.4%	40.8%
	東部計	高齢者人口	5,848	5,905	5,895
	東部計	高齢化率	30.4%	30.6%	30.8%
西部	洗馬	高齢者人口	1,707	1,705	1,685
	洗馬	高齢化率	35.0%	35.3%	35.6%
	宗賀	高齢者人口	1,963	1,970	1,966
	宗賀	高齢化率	36.0%	36.5%	36.8%
西部計	檜川	高齢者人口	1,111	1,098	1,093
	檜川	高齢化率	48.8%	50.1%	51.3%
	西部計	高齢者人口	4,781	4,773	4,744
	西部計	高齢化率	38.0%	38.5%	38.8%

図表 8 地区別高齢化率（令和5(2023)年）



出典：図表7/8/塩尻市「住民基本台帳人口」（各年4月1日現在）

第2節 要介護（要支援）者の状況

1 介護認定者数の状況

- 本市の第1号被保険者数は令和4年度で19,057人、認定率は17.3%となっています。
- 要介護・要支援認定者数は、令和3年度と令和4年度は減少傾向にあります。今後、高齢化が進んでいくことに伴い、認定者数の増加が見込まれます。

図表 9 塩尻市の第1号被保険者数の推移



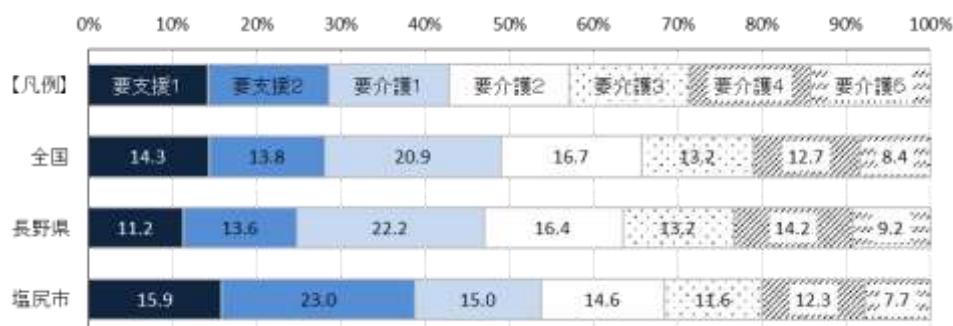
図表 10 塩尻市の要介護・要支援認定者数の推移（第1号被保険者）



図表9・10 出典：平成24年度～令和2年度／厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（各年3月末）、
令和3年度・令和4年度／厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（3月末）

- 長野県や国と比較すると、要支援者の割合が高く、要介護者の割合は低い傾向となっています。

図表 11 塩尻市、県、国の要介護・要支援認定者割合（第1号被保険者）（令和5（2023）年）



出典：厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」介護保険事業状況報告月報令和5年2月分

図表 12 全国・県・15市との調整済み認定率※の比較（令和4（2022）年）



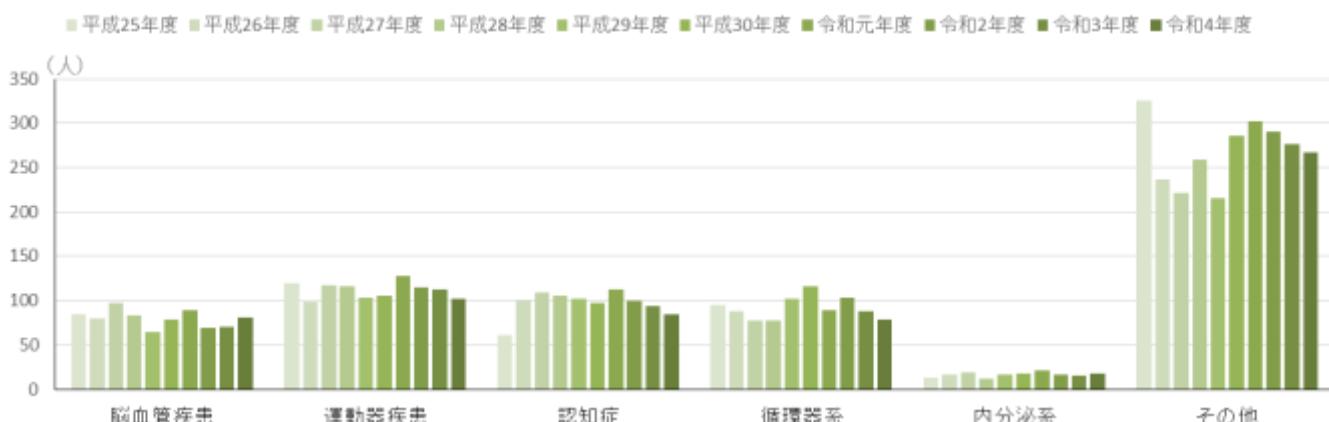
出典：厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」

※「調整済み認定率」とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味します。一般的に、後期高齢者の認定率は前期高齢者のそれよりも高くなることがわかっています。第1号被保険者の性・年齢別人口構成が、どの地域も、ある地域または全国平均の1時点と同じになるよう調整することで、それ以外の要素の認定率への影響について、地域間・時系列で比較がしやすくなります。後期高齢者の割合が高い地域の認定率は、調整することで下がります。

2 新規認定者の原因疾患

- 本市の新規要介護・要支援認定時の診断名は、その他を除くと「運動器疾患」が最も多く、次いで「認知症」が多くなっています。運動機能の維持や、認知症になっても安心して暮らし続けられる環境整備などが重要です。

図表 13 新規要介護・要支援認定者の診断名の推移



出典：塩尻市「介護認定申請時の主治医意見書診断名集計」

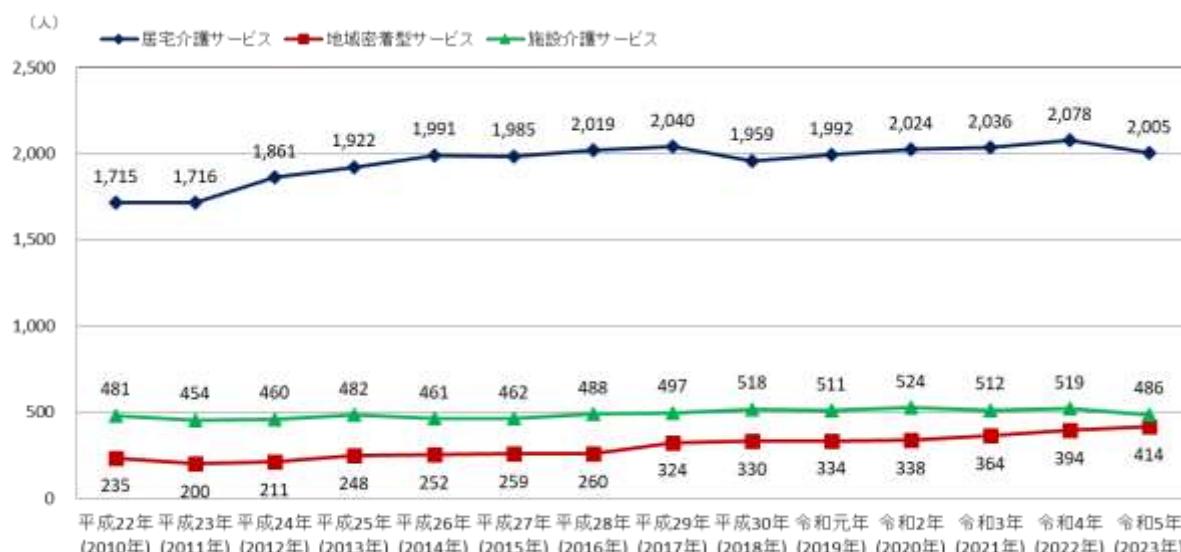
第3節 介護保険事業の状況

1 介護保険サービス受給者の推移

- 本市の介護サービス受給者数をみると、居宅介護サービスの利用者数は平成30年以降、増加傾向になっていましたが、令和4年から令和5年にかけて減少しています。施設介護サービス、地域密着型サービス※については、施設整備状況に合わせて推移しています。

※ 住み慣れた地域での生活を支えるため、原則として所在地の市町村の住民に対して提供されるサービス

図表 14 塩尻市 1月当たりの介護サービス受給者数の推移



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年3月）

図表 15 塩尻市 1月当たりの介護サービス給付額の推移

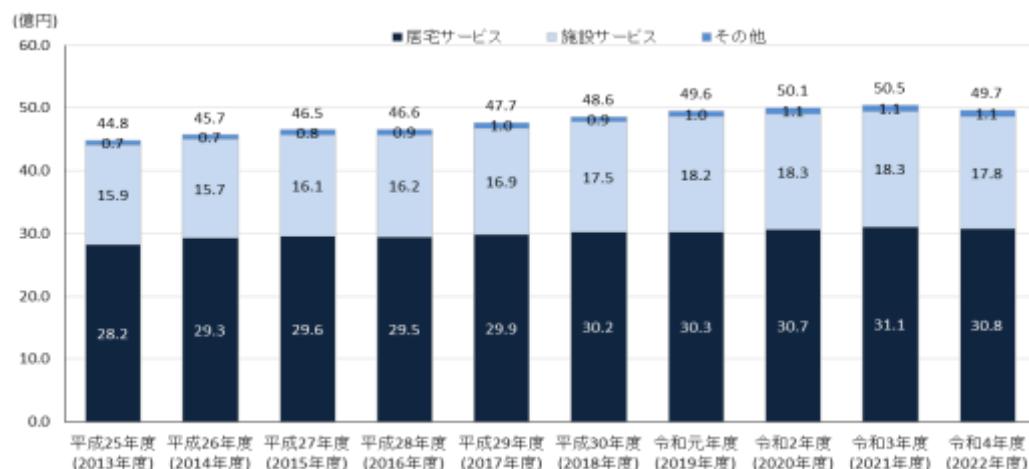


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年3月）

2 介護給付費の推移

- 介護給付費は年々増加していますが、令和3年度から令和4年度にかけては減少しています。居宅サービスでは通所系サービス、施設サービスでは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設が利用減となっております。

図表 16 介護給付費の支出の推移



出典：塩尻市統計

令和3年度から令和4年度にかけて減少した背景として、コロナ禍によるサービス利用減や、重度要介護認定者の減少による影響があると推測されます。

第4節 趣味や生きがいの状況

- 高齢者実態調査における介護予防に関する回答は、概ね県と同じ傾向となっていますが、「趣味や生きがいがある」割合は、元気高齢者・居宅要介護・要支援認定者ともに県より高くなっています。
- 「1週間の外出頻度」をみると、「ほとんど外出しない」の割合が、元気高齢者では5.2%、居宅要介護・要支援認定者では27.1%となっています。元気高齢者・居宅要介護・要支援認定者ともわずかに県より低くなっています。

長野県高齢者実態調査

◆調査期間：令和4年11月22日～12月16日

◆対象者と回収状況

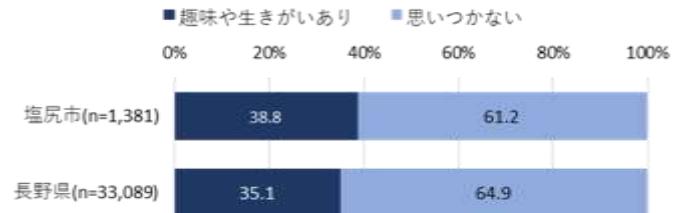
- 元気高齢者：要介護・要支援認定を受けていない高齢者
……回収数 691件（有効回収率 69.1%）
- 居宅要介護・要支援認定者：居宅の要介護・要支援の認定を受けている被保険者（第2号被保険者を含む）及びその介護者
……回収数1,487件（有効回収率60.4%）

図表 17 趣味・生きがいの状況

【元気高齢者】

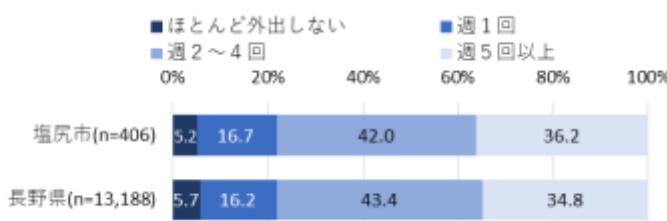


【居宅要介護・要支援認定者】

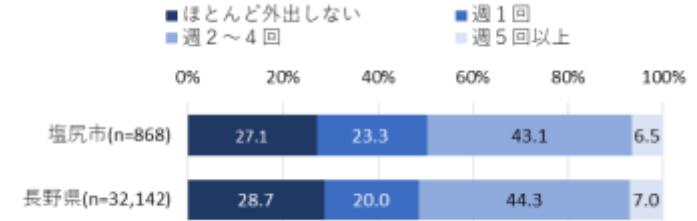


図表 18 1週間の外出頻度

【元気高齢者】



【居宅要介護・要支援認定者】

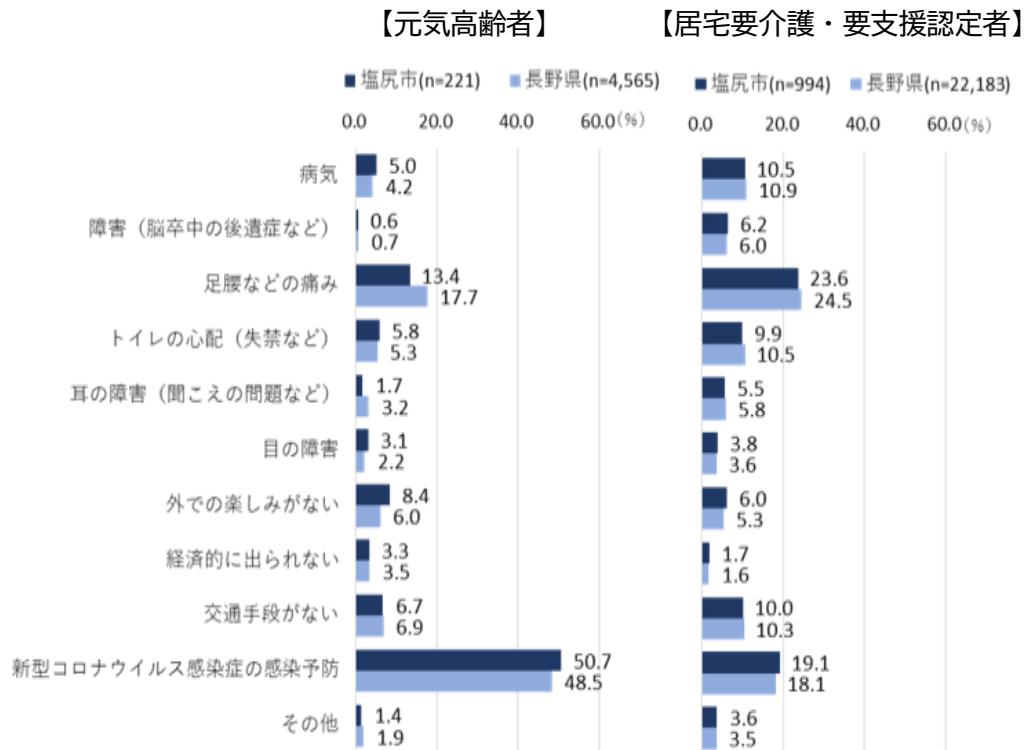


出典：図表17, 18/長野県高齢者実態調査



- 「外出を控えている理由」では、元気高齢者・居宅要介護・要支援認定者ともに「新型コロナウイルス感染症の感染予防」や「足腰などの痛み」という回答が多くなっています。元気高齢者で「足腰などの痛み」で外出を控えている割合は13.4%であり、県の値の17.7%より4.3ポイント低くなっています。

図表 19 外出を控えている理由（複数回答）



出典：長野県高齢者実態調査

趣味や生きがい、外出状況については、概ね県と同じ水準か、やや良好な状態といえます。今後も楽しみを持って活動的に暮らしていくける環境整備に取り組み、この状況が維持・向上できるよう、より介護予防に力を入れていくことが求められます。

第5節 健康づくり・介護予防

1 平均寿命・健康寿命

令和2年の平均寿命をみると、女性は長野県や国を上回っています。男性は、長野県を下回るもの、国の数値を上回っています。国立社会保障・人口問題研究所によると、我が国の平均寿命の推移は延伸が続き、令和2年には男性83.57歳、女性89.63歳、令和52年には男性85.89歳、女性91.94歳になると予測され、「人生100年時代」に近づくと考えられます。

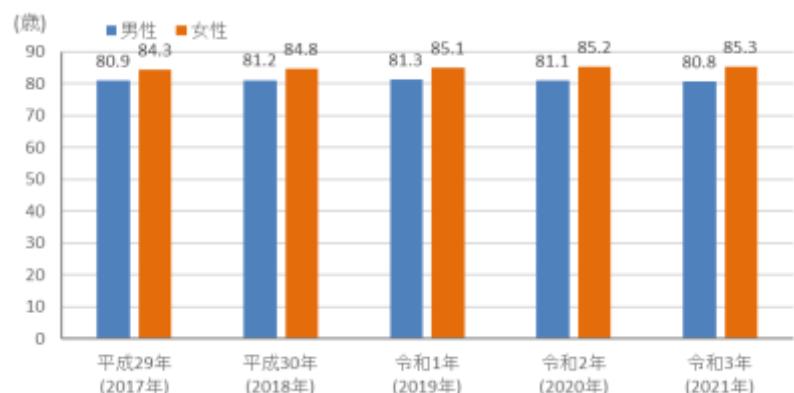
本市の健康寿命※は、概ね横ばいで推移しており、令和3（2021）年は、男性80.8歳、女性85.3歳となっています。

※健康寿命（平均自立期間）とは、65歳の人が要介護2以上の認定を受けるまでの状態を「健康」と考え、その認定を受けた年齢を平均的に表すものです。

図表 20 塩尻市、県、国の平均寿命

		(単位:歳) 平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
塩尻市	男性	81.9	82.2
	女性	87.6	88.5
長野県	男性	81.8	82.7
	女性	87.7	88.2
国	男性	80.8	81.5
	女性	87.0	87.6

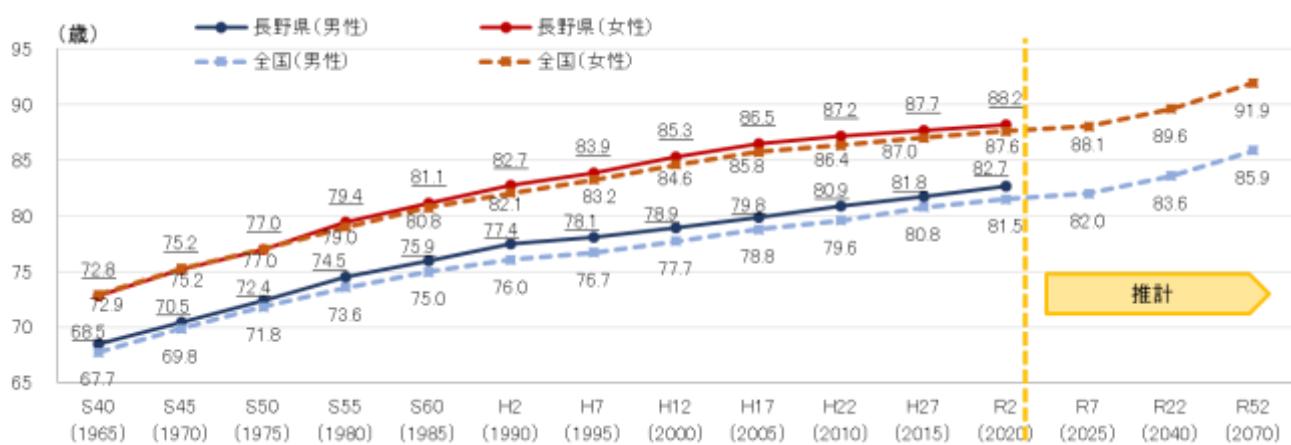
図表 21 塩尻市の健康寿命の推移



出典：厚生労働省「市区町村別生命表」「都道府県別生命表」

出典：国保データベース
(各年の数値は3年後方移動平均値)

図表 22 【参考】平均寿命の推移



出典：国は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口令和5年推計」
長野県は厚生労働省「令和2年都道府県別生命表」

2 塩尻市の主要死因疾患

本市の死亡原因疾患の第1位は、県や国と同様、「悪性新生物（がん）」となっています。第2位の「老衰」の死亡率は、国や県と比較して高い傾向にあります。第3位の「心疾患」は、国や県よりも低い水準です。

図表 23 主要死因疾患（人口10万対の死亡率）

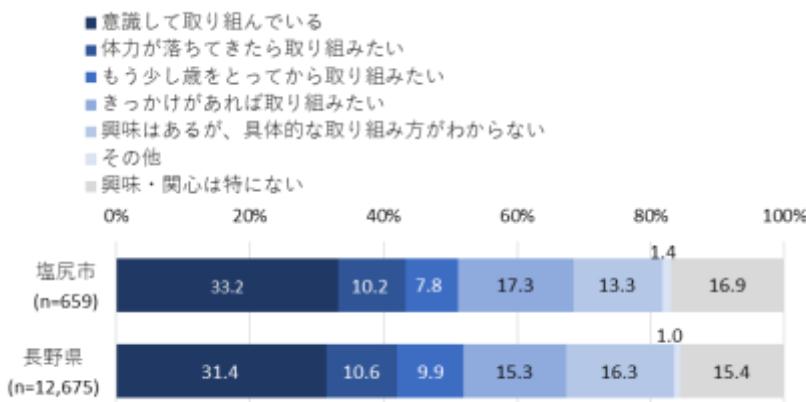
	塩尻市 2020年	長野県 2020年	全国 2020年
第1位	悪性新生物 269.2	悪性新生物 316.9	悪性新生物 306.6
第2位	老衰 177.0	心疾患 182.7	心疾患 166.6
第3位	心疾患 124.9	老衰 158.9	老衰 107.3
第4位	脳血管疾患 102.6	脳血管疾患 114.6	脳血管疾患 83.5
第5位	肺炎 53.5	肺炎 58.7	肺炎 63.6

出典：長野県「令和2年長野県衛生年報」
総務省「第七十二回日本統計年鑑」（令和5年）

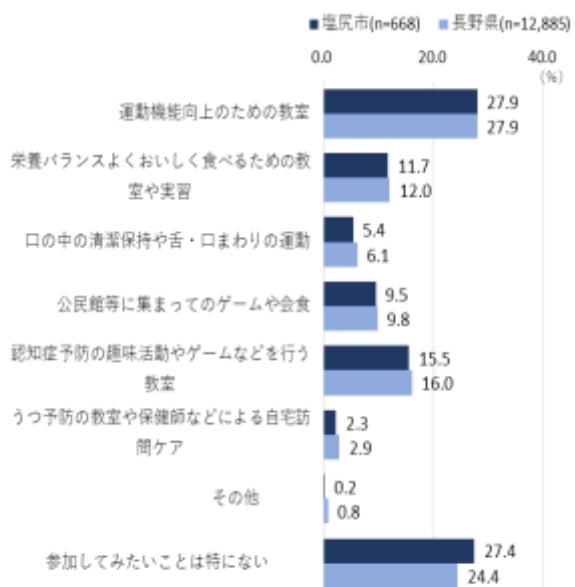
3 健康づくり、介護予防の取組

「介護予防に意識して取り組んでいる割合」は33.2%で、県と比較し、1.8ポイント高くなっていますが、概ね同じ水準となっています。「参加してみたい介護予防事業」では、最も割合が高いのが「運動機能向上のための教室」(27.9%)、次いで「認知症予防の趣味活動やゲームなどを行う教室」(15.5%)となっています。

図表 24 介護予防に意識して取り組んでいる割合
【元気高齢者】



図表 25 参加してみたい介護予防事業
(複数回答)【元気高齢者】



出典：図表24, 25/長野県高齢者実態調査

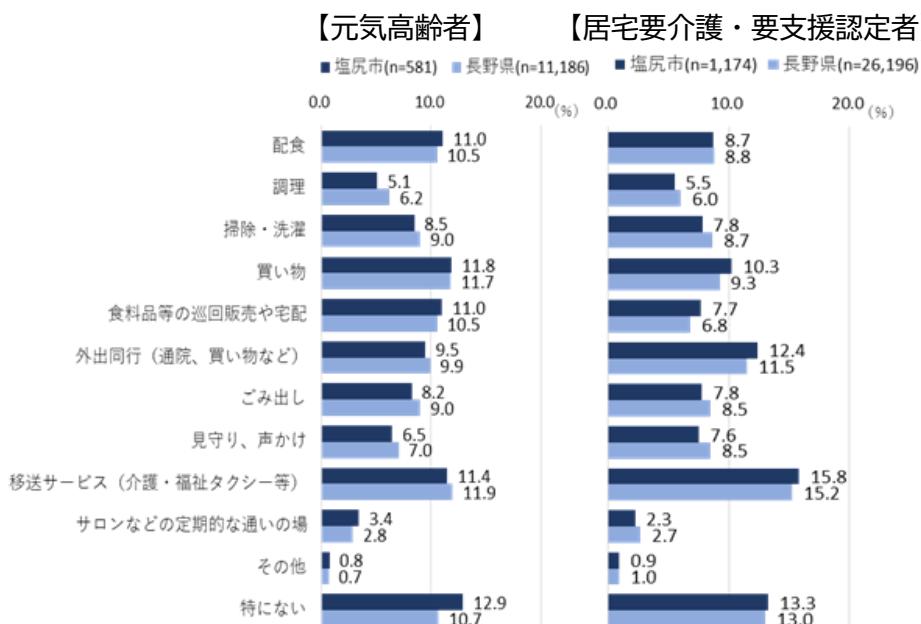
高齢者のうち「介護予防に意識して取り組んでいる割合」は33.2%となっています。今後も高齢化率が高くなると見込まれる中で、介護予防の啓発や教室等の運営支援を強化していくことが重要です。

第6節 住み慣れた地域での生活継続に向けた意向や必要な取組

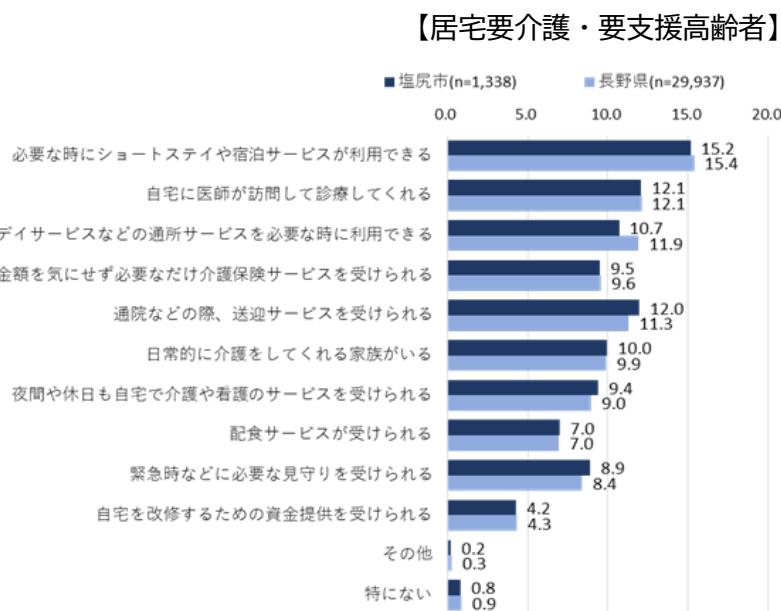
1 在宅生活継続に向けて必要な取組

- 自宅での生活の継続に必要な支援としては、元気高齢者では「買い物」「移送サービス」「配食」の順に、居宅要介護・要支援認定者では「移送サービス」「外出同行」「買い物」の順に割合が高くなっています。
- ずっと自宅で暮らし続けるためにあればいい支援としては、「ショートステイや宿泊サービス」の割合が最も高く、次いで「訪問診療」「通院などの際の送迎サービス」等となっています。

図表 26 今後の自宅での生活の継続に必要な支援やサービス（複数回答）



図表 27 ずっと自宅で暮らし続けるためにあればいい支援（複数回答）

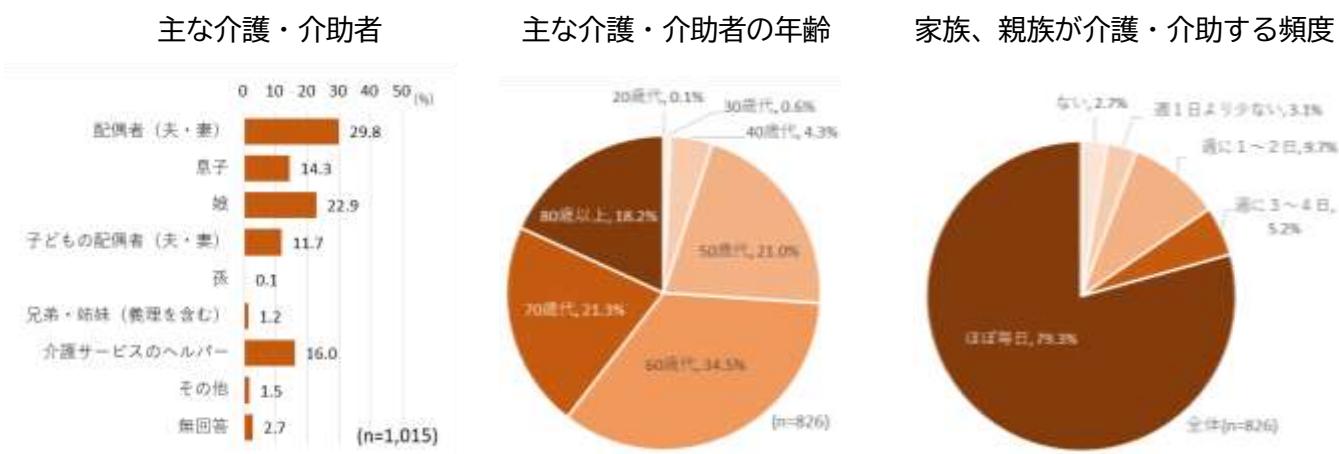


出典：図表26, 27長野県高齢者実態調査

2 家族での介護・介助の状況

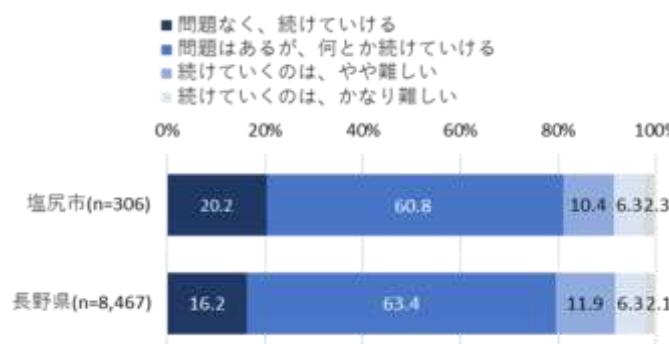
- 居宅要介護・要支援者の8割は、配偶者、息子、娘など家族を中心に介護をしています。介護者の年齢は70歳以上が約4割となっており、「老老介護」が多い状況です。介護・介助する頻度は「ほぼ毎日」が大半です。
- 働きながら家族の介護・介助をしている人に今後も続けていいかを聞くと「問題ない」の割合は20.2%で、約8割は何かしらの問題があると答えています。困っている内容には「精神的なストレスがたまっている」「先が見えず不安」「日中、家を空けるのが不安」等があげられています。

図表 28 主な介護・介助者の状況【居宅要介護・要支援高齢者】



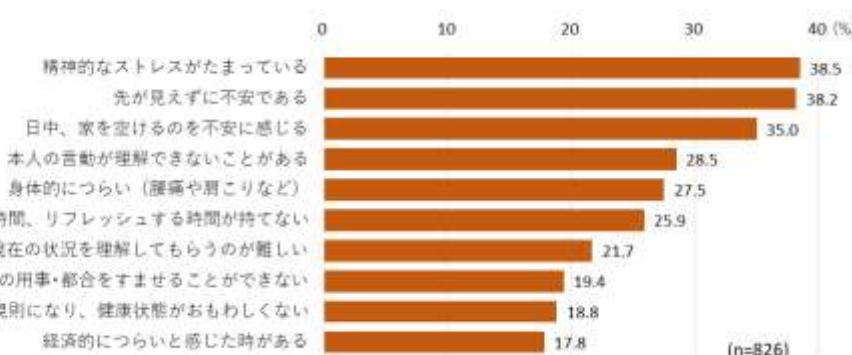
出典：長野県高齢者実態調査

図表 29 今後も働きながら介護・介助を続けていいか【居宅要介護・要支援高齢者】



出典：長野県高齢者実態調査

図表 30 介護・介助をする上で困っていること【居宅要介護・要支援高齢者】(上位10項目)

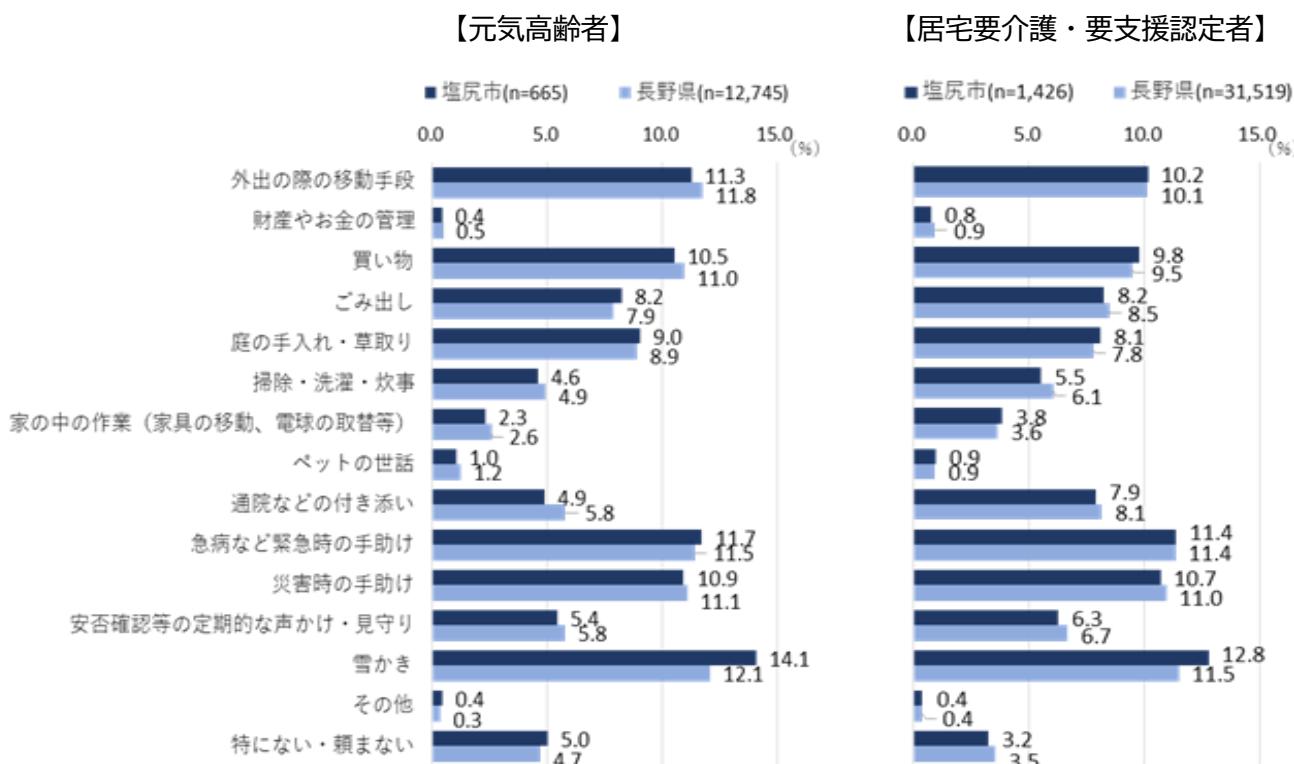


出典：長野県高齢者実態調査

3 地域での支え合いニーズ

- 日常生活上の支援が必要となった時、地域の人にしてもらいたい支援としては、元気高齢者、居宅要介護・要支援認定者ともに「雪かき」「急病などの緊急時の手助け」「外出の際の移動手段」「災害時の手助け」などの割合が高くなっています。

図表 31 地域の人にしてもらいたい支援（複数回答）



出典：長野県高齢者実態調査

- 元気高齢者が、となり近所で困っている家庭があった場合にできる支援としては、「買い物」「ごみ出し」「雪かき」などがあげられています。在宅生活を継続するためには、近隣住民の声かけや見守り、支え合いなどが必要です。

図表 32 となり近所で困っている家庭があった場合にできる支援【元気高齢者】

地域の人にしてもらいたい支援【居宅要介護・要支援認定者】（複数回答）



出典：長野県高齢者実態調査

第7節 市内介護事業所の状況

1 介護事業所の人材不足状況

- 市内の介護事業所に対して実施した調査によれば、市内の居宅系介護サービス事業所の64.7%、施設系介護サービス事業所の90.9%が人材の採用で困っています。

市内介護事業所調査

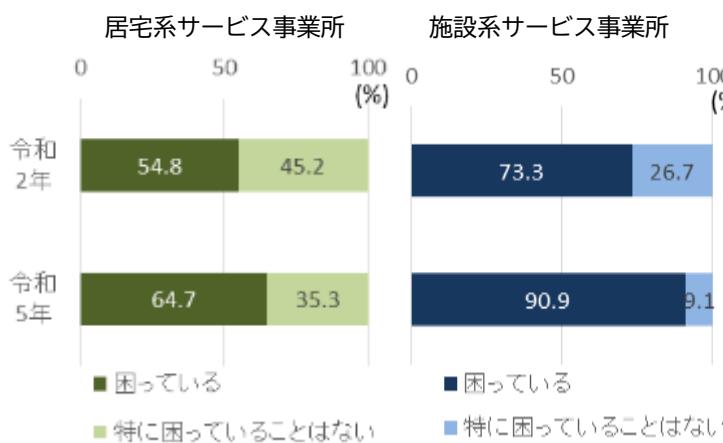
◆調査期間：令和5年6月14日～7月5日

◆対象者と回収状況：

- ・居宅系介護サービス事業所 回収数34件（回収率69.3%）
- ・施設系介護サービス事業所 回収数22件（回収率81.4%）
- ・ケアマネジャー 回収数54件（回収率83.1%）

ていると回答し、3年前の調査時よりも人材不足がより深刻化しています。介護事業所が人材確保・定着・育成に困っていることとしては、「応募が少ない」「従事者の年齢層の上昇」の割合が高くなっています。

図表 33 人材確保・定着・育成の状況



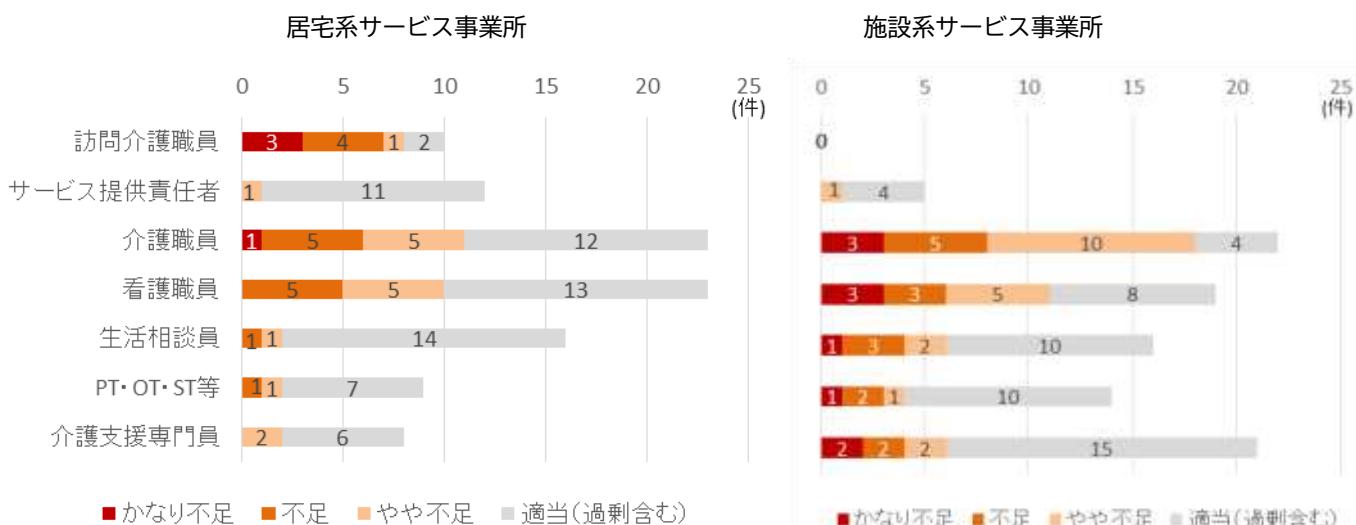
図表 34 人材確保等で困っている理由（複数回答）



出典：塩尻市介護事業所調査

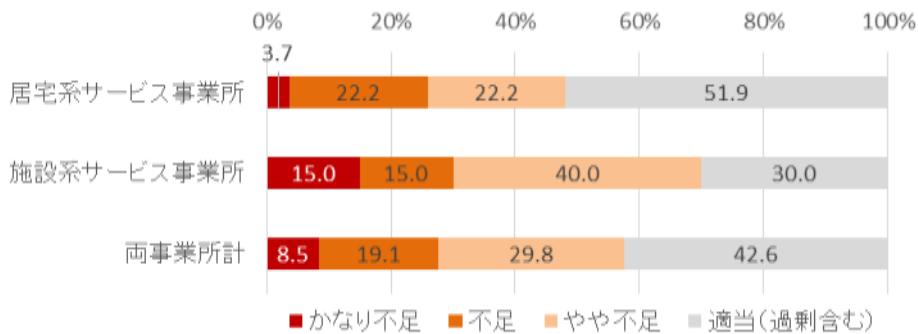
- 職種別にみると、訪問介護職員、介護職員、看護職員の人材不足が深刻となっています。

図表 35 職種別の人材不足状況



出典：塩尻市介護事業所調査

図表 36 事業所別の人材不足状況

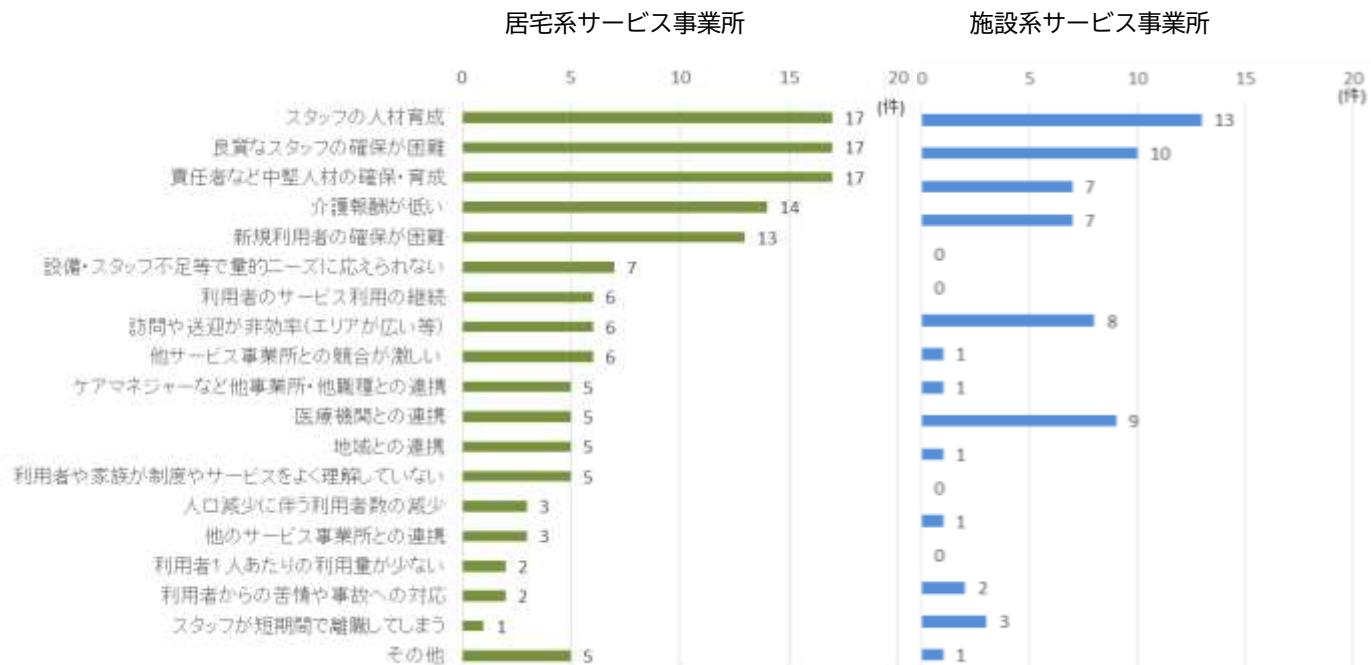


出典：塩尻市介護事業所調査

2 介護サービス事業所の運営上の課題

- 「スタッフの人材育成」「良質なスタッフの確保」「中堅人材の確保・育成」と人材確保育成の課題が上位3位までを占めています。ほかに「新規利用者の確保が困難」「他サービス事業所との競合が激しい」といった利用者獲得の課題や、「介護報酬が低い」など制度上の課題があがっています。

図表 37 運営上の課題

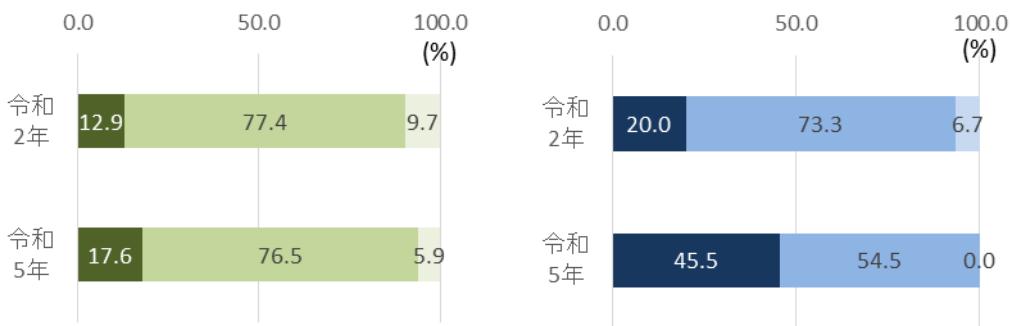


出典：塩尻市介護事業所調査

- 「介護を理由に退職した職員がいた」割合は、令和2年に比べ、令和5年は増加しています。特に施設系サービス事業所では、令和5年には45.5%の事業所がそう回答しており、令和2年の倍以上の割合となっています。

図表 38 介護を理由に退職した職員

居宅系サービス事業所 施設系サービス事業所



■ 家族等の介護を理由に退職した従業員がいた
■ 家族等の介護を理由に退職した従業員はない
■ わからない

出典：塩尻市介護事業所調査

【参考】介護人材が不足している理由（長野県）

事業所において介護人材が不足している理由としては、「質の高い人材の確保が難しい」「仕事の身体的・精神的負担が大きい」「仕事内容のわりに賃金が低い」といった内容があげられています。介護人材不足の背景には、質の高い人材の確保育成に加えて、職場環境の問題もあるといえます。

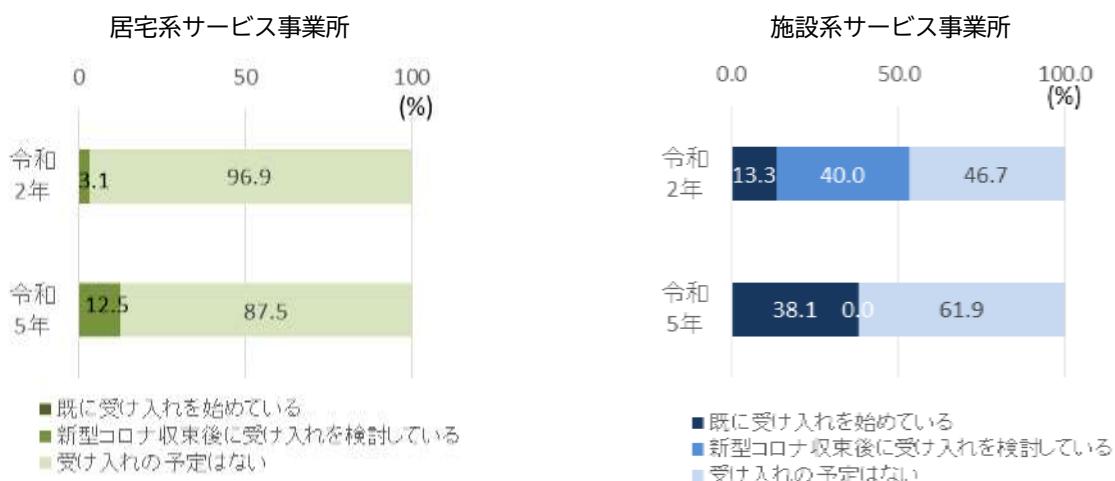
全 体 (n=566)



出典：長野県「令和4年度高齢者生活・介護に関する実態調査等」

- 外国人人材の受け入れについては、「既に受け入れを始めている」割合が増加しています。
- 「受け入れ手続きの複雑でわかりにくい」「介護技術や日本語能力等に不安がある」「費用負担が高額である」ことなどが課題となっています。

図表 39 外国人人材の受け入れに関する状況



出典：塩尻市介護事業所調査

図表 40 外国人人材の受け入れに関する課題



出典：塩尻市介護事業所調査

本市では県と比較して介護サービス人材が少ない傾向にあり、人材の確保や育成は市内事業所の抱える運営上の大変な課題になっています。介護を理由に離職した人材がいる事業所の割合も増加しています。一方で、外国人人材の受け入れは進み始めています。様々な形で介護人材を確保し、今後も安定した介護サービスを提供できる体制を維持することが求められています。

第8節 第8期計画の数値目標・取組の状況

1 「自らつくるいきいき健康長寿」

◆生きがいづくりと社会参加の促進

指標	取組状況	
	主な成果	主な課題
社会活動参加率 目標値：現状維持 実績値：67.3%（R1）⇒ 60.4%（R4）	○生きがいづくりの場を定期的に運営 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での制限はあったものの、塩尻口マン大学をはじめ生涯学習の場を運営、つながりの機会を提供しました。 ・老人クラブの活動支援、行事の充実を図り、生きがいづくりの場を提供しました。 	△高齢者のニーズに合った内容へ改善 <ul style="list-style-type: none"> ・塩尻口マン大学は、人生100年時代の「学び直しの場」や「つながりの場」として参加したい内容となるよう常に見直すことが必要です。 ・老人クラブの登録者数が減少傾向にあり、活動が継続できるよう引き続き支援が必要です。
高齢者の就業率 目標値：現状維持 実績値：28.2%（H27）⇒ 30.1%（R2国勢調査より）	○活躍できる機会づくりを継続 <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブによる社会奉仕活動を実施、シニアが地域貢献するための市民講座等を開催しました。 ・高齢者の就業機会は広がっており職業安定所、シルバー人材センターと連携し、就労支援を行いました。 ・市内15保育園での保育補助員活動を継続しており、世代間交流を図ることができました。 	△個々のニーズに応じた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で地域活動や高齢者雇用が低迷しています。各支援機関と連携し、高齢者ひとり一人のニーズに応じた活躍の場をみつけられるよう支援することが重要となっています。

◆健康の維持と増進活動の支援

指標	取組状況	
	主な成果	主な課題
高齢者食生活改善事業回数 目標値：増加 実績値：29回(R1)⇒15回 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養教室、健康教室等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスアップ委員や依頼のあった団体に健康教育や栄養教室を実施しました。参加することにより運動が継続できたり、減塩に取り組む人の割合が増加しました。 ・健康ポイント事業を継続して実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> △新規参加者を増やすための取組が必要 ・参加者や健康教室を実施する団体が固定化しているため参加者を増やす取り組みが必要です。
特定健康診査受診率 目標値：60% 実績値：45.4% (R1)⇒42.8% (R4) さわやか歯科健診受診率 目標値：12% 実績値：7.8% (R1)⇒6.9% (R4)	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健診未受診者対策を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・AIを活用し、不定期受診者、健診未受診者を抽出し、受診勧奨を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> △受診習慣を取り戻すための取組が必要 ・コロナ禍で受診率が低下しており、受診習慣を取り戻すための周知啓発が必要です。 ・重症化予防のために、かかりつけ医等と連携をとりながら保健指導を継続する必要があります。

◆介護予防の推進

指標	取組状況	
	主な成果	主な課題
介護予防に意識的に取り組んでいる人の割合 目標値：40% 実績値：36.7% (R1)⇒33.2% (R4)	<ul style="list-style-type: none"> ○運動強度に応じた介護予防教室を充実 <ul style="list-style-type: none"> ・筋力維持向上を目的とした教室のほか、自主グループ移行教室、有酸素運動教室、フレイル改善教室等、目的に応じた教室を開催しました。 ○ICTを活用した情報発信を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・YouTubeやLINEを活用し、定期的に介護予防に関する情報の普及啓発を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> △グループ・個人の活動を促す ・コロナ禍で自主グループの活動自体が少なくなっており、活動継続のためには団体ごとの把握と継続支援を行なう必要があります。 ・個人でも活動できる、ICTの活用や多様な介護予防の取組が求められます。
元気高齢者率 目標値：増加 実績値：78.4% (R1)⇒79.9% (R4)	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の介護予防を体力測定等で支援 <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき貯金俱楽部の教室前後での体力測定やアンケートで体の現状把握と個別指導を実施しました。 ・介護予防の視点でケアマネジメントが実施できるよう支援しました。 	<ul style="list-style-type: none"> △より幅広い対象への、実効性のあるアプローチ ・より多くの住民が自分自身の体力や体力づくりの方法を知るための周知や環境づくりが必要です。 ・体力測定の結果のフィードバックや指導等で、実効性ある取組にすることが課題となっています。

2 「つながりで 安心して生活できる地域づくり」

◆在宅生活の継続に向けたサービスや支え合いの強化と創出

指標	取組状況	
	主な成果	主な課題
住民主体の生活支援活動実施組織数 目標値：2団体 実績値：1団体(R1)⇒2団体(R5)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体の生活支援活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の生活支援活動実施組織は1団体増加。地域の高齢一人暮らしのお宅での庭木の剪定など生活支援活動を開始しました。 	<ul style="list-style-type: none"> △地域での支え合い活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制の仕組みづくりは、在宅生活の継続に向け推進していく必要があります。
地域ケア推進会議（協議会）設置数 目標値：10か所 実績値：7か所(R1)⇒8か所(R5)	<ul style="list-style-type: none"> ○推進協議会を設置、見守りを推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進協議会を設置。 ・地域の見守り推進の広報に着手しました。 ○外出支援サービス拡充を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・AI活用型オンデマンドバス「のるーと塩尻」を本格導入、買い物バスの取組を試行しました。 	<ul style="list-style-type: none"> △地域ケア推進会議の活動を継続するための支援が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進会議の活動に差が生じていますが、地域の実情、課題に即した活動を支援していく必要があります。 △地域の実情に即した移動サービスの開発 <ul style="list-style-type: none"> ・住民互助等による移動サービス提供団体を増やすことができておらず、移動手段確保の課題が残ります。

◆医療と介護の連携強化

指標	取組状況	
	主な成果	主な課題
医療介護連携いきいき手帳発行数 目標値：230冊 実績値：160(R2)⇒209冊(R4)	<ul style="list-style-type: none"> ○医療と介護の連携強化を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・医療介護連携推進協議会でケアマネジャーと医師との連携強化のためケアマネタイムを作成しました。 ・口腔ケアの啓発のため「優良口腔ケア表彰」や研修を実施しました。 ・多職種への研修や入退院相談窓口運営、訪問歯科健診などで在宅医療介護の連携体制構築を推進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> △在宅医療介護連携の更なる強化 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の体調不良時の対応、入退院への相談対応など、具体的な課題に対応するために、医療介護連携をさらに強化していく必要があります。

◆認知症の理解・支援体制の強化

指標	取組状況	
	主な成果	主な課題
認知症サポーター養成講座 年間受講者数 目標値：現状維持 実績値：548人(R1)⇒274人(R4)	○支援者の育成、相談支援体制の充実 ・地域の理解者や支援者を増やすために、認知症サポーターや認知症地域支援推進員等を育成しました。 ・相談窓口、オレンジカフェ、家族会等を周知し、相談支援体制を充実しました。	△市民への周知啓発と支援者の育成 ・地域に、認知症について周知啓発・理解促進を図っていくことが重要です。 ・地域の理解者や認知症サポーター、認知症地域支援推進員等の育成に今後も力を入れていくことが必要です。 △相談支援体制の充実 ・今後も認知症の人が増加するため、相談窓口の周知と支援体制の充実が今後も必要です。
認知症サポーターステップアップ講座受講者数 目標値：3年累積50人 実績値：38人(R3～R5)		
認知症地域支援推進員数 目標値：増加 実績値：4人(R2)⇒7人(R4)		

◆高齢者及びその家族の安心・安全な暮らしの確保／◆権利擁護の推進

指標	取組状況	
	主な成果	主な課題
「住んでいる地域は安心して生活できる地域だと思う」の割合 目標値：元気95%、要介護要支援者認定者95% 実績値：元気89.3%(R1)⇒88.3%(R4)、要介護要支援者認定者88.7%(R1)⇒83.1%(R4)	○住まいへの支援を継続的に実施 ・相談や住宅改良費の助成を実施しました。 ・民間企業数社と見守り協定を締結しました。	△安心感につながるサービスの検討 ・民間の見守りサービスなど、在宅生活の安心につながる事業導入の検討が必要となっています。
今後の就労と介護・介助の両立について「問題なく続けていける」「問題はあるが何とか続けていける」の割合 目標値：80% 実績値：78.5%(R1)⇒81.0%(R4)	○支援制度や民間協定で介護負担の軽減を実施 ・家庭介護者慰労金や介護用品券の支給、家庭介護講座等により、在宅で介護をしている家族を支援しました。	△介護負担の現状把握と支援策の検討 ・家庭における介護負担についての現状把握と有効な支援策の検討が必要です。
成年後見制度の認知度 目標値：30% 実績値：25.5%(R1)⇒32.7%(R4)	○制度の認知度・相談件数が向上 ・成年後見支援センターへ制度に関する相談件数が、R元年度151件からR4年度は275件に増加しました。 ・認知度の向上が、相談件数の増加につながりました。	△権利擁護支援に関する地域連携ネットワーク構築が必要 ・成年後見制度の利用など、権利擁護支援に関する地域のネットワーク体制の強化が必要です。

3 「介護保険制度の適正な運営」

◆適切な介護サービスの提供

指標	取組状況	
	主な成果	主な課題
<p>ケアプラン点検の実施事業者数 目標値：25 実績値：18(R1)⇒2(R5)</p> <p>要介護・要支援認定者1万人に対するリハビリテーション事業所数 目標値：現状維持 実績値：訪問リハ12.4事業所・通所リハ15.5事業所 (H30) ⇒ 訪問リハ12.02事業所・通所リハ12.02事業所(R3)</p>	<p>○質の向上のための支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たにケアプラン点検アドバイザーが入り、自立支援に資するケアプランとなるようアドバイスを受けたことにより、介護支援専門員のレベルアップにつながりました。 地域包括支援センターの自己評価により改善業務等を確認しました。 介護サービス相談員を施設へ派遣し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図りました。 運営指導等で防災状況を確認しました。 <p>○給付適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦覧点検・医療突合、住宅改修等で、適正化を推進しました。 認定調査員用マニュアルの作成や研修を実施し調査の適正化を図りました。 	<p>△ケアマネジメントの更なる質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検は、在宅の人のプランを中心に点検していますが、有料老人ホーム等の入居者も対象に含め、ケアプラン点検が必要です。 <p>△公正・公平な給付を行う体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦覧点検や運営指導を担当する職員の専門的な知識やスキルの向上が求められます。 給付費通知の有効性を検証する必要があります。 <p>△中山間地域の訪問系サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護人材が不足する中、中山間地域の訪問サービスは移動時間が長時間となり事業所の負担感が大きくなっています。

◆介護サービス事業者支援

指標	取組状況	
	主な成果	主な課題
施設系介護サービス事業所における介護職員の不足状況 目標値：減少 実績値：69.2%（R2）⇒70%（R5）	<ul style="list-style-type: none"> ○介護職員確保の支援を展開 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃・転居補助金（令和3年度1人）、初任者研修補助金（令和3年度5人）を支給しました。 ・介護補助員養成講座等を実施し、希望者には介護事業所とのマッチングを行いました。（令和3年度、令和4年度とも1名が就職） ○介護サービス事業所の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ発生時には、マスクやガウン等の消耗品を配布しました。 ・物価高騰に対応するため、市内介護事業所に支援金を交付しました。 ・事業者連絡会のサービス別分科会を実施し、運営上の課題を共有しました。 ・事業所間の情報共有のため「さえーる*しおじり」を導入しました。 ・BCP（事業継続計画）策定に向けて、学習会の開催や国や県から発する情報提供を一元化し、市ホームページに掲載しました。 	<ul style="list-style-type: none"> △介護職員を確保できる実効性ある取組が必要 ・介護職員不足の状況がさらに深刻化しています。介護職員確保のために入職支援に加え、定着や育成につながる効果的な取組が必要となっています。 ・指定申請等の電子申請など、今後も事業所の文書作成等負担軽減に努めていくことが必要です。

第9節 本市の現状と課題のまとめ

1 令和22（2040）年の見通し

高齢者人口は一貫して増加し続け、令和22年は22,307人と予想されています。その結果、高齢者1人を支える生産年齢人口は2.0人（令和2年）から、1.4人（令和22年）に減少し、支える側の負担は今後一層大きくなると考えられます。また令和22年の高齢者人口推計を10歳ごとにみると、65～74歳、75～84歳では令和2年とほぼ同じ水準ですが、85歳以上では1.75倍となっています。

介護予防の強化により、元気高齢者が社会で力を発揮し、自立して生活を送る期間を延ばすとともに、拡大する介護需要に対応できる医療・介護サービスの提供体制づくりが求められます。

図表 41 高齢者人口・生産年齢人口の推計

	令和2年	令和7年	令和22年	令和2年→令和22年の倍率
生産年齢人口	39,154人	37,818人	30,680人	0.8倍
高齢者人口	19,155人	19,880人	22,307人	1.2倍
高齢者1人を支える 生産年齢人口	2.0人	1.9人	1.4人	—

図表 42 高齢者人口の推計

	令和2年	令和7年	令和22年	令和2年→令和22年の倍率
65～74歳	8,830人	7,706人	9,132人	1.03倍
75～84歳	6,569人	7,810人	6,615人	1.01倍
85歳以上	3,756人	4,364人	6,560人	1.75倍

2 本市の主な課題

1) 個々の意向や身体状況に応じ、生きがいづくりや介護予防の取組を強化すること

- 高齢者の趣味や生きがい、外出状況等は県の値と比べると比較的良好ですが、既存の生きがいづくりや社会参加の取組は参加者の広がりが十分でないなどの課題もあります。今後は社会ニーズに応じ、高齢者一人ひとりの意欲や自身の身体状況に応じた活躍の場づくりを通じて、元気高齢者の活動を維持・活性化することが重要です。
- 現状では平均寿命が年々延伸し、認定率の上昇は横ばいの状況にありますが、健康づくり活動、介護予防活動は高齢者に十分に浸透していません。さらなる高齢化社会に向けて、これまで健康づくり活動等への参加していない層へのアプローチも含めて、個人や自主グループでの活動を促していくことが求められています。

2) 住民・関係機関・行政の連携強化によって実効性ある支援体制を整えること

- 地域の見守り推進等の支援体制は徐々に整っていますが、住民や地域の団体、関係機関、行政が一体となって地域の実情に即した、実効力ある支援体制になるよう整備する必要があります。
- 高齢者が自宅での生活を継続するために必要と感じる支援には「移送サービス」「外出同行」「買い物」「ゴミ出し」「雪かき」「急病時の手助け」などがあり、要介護・要支援認定者においては「ショートステイや宿泊サービス」「訪問診療」「通院時などの送迎」といったニーズも高く、内容は多岐に渡ります。介護事業サービス、行政等による支援、住民同士の助け合いなどの提供体制を整えていくことが求められます。
- 高齢者の体調不良時の対応や入退院への相談対応など、具体的な課題に対応できる医療介護連携の強化が必要となっています。

3) 認知症への理解・周知啓発と支援者の育成をさらに推進すること

- 市民に認知症について周知啓発し、理解を深めていく必要があります。
- 認知症サポーターの育成や相談窓口の周知等に取り組んできましたが、認知症の人が年々増加している現状から、認知症の理解者や支援者を地域に増やしていくために、さらなる啓発や認知症サポーターの育成を推進することが必要です。

4) 家族介護・介助者の負担を軽減する有効な支援策を実施すること

- 経済的、精神的負担軽減のために介護用品券の支給などの家庭介護者支援や民間との協定による見守り支援等を進めてきましたが、より有効な支援策を検討・模索しながら、実際の家族負担を減らすことが求められています。

5) 安定した介護サービスを提供できる、人材確保や質の担保策をさらに強化すること

- 本市では第8期から介護人材確保に向けた取組を進めていますが、介護職員不足はより深刻化し、人材確保やその育成が運営上の大変な課題となっています。特に訪問介護事業所の人材確保が困難となっています。今後、よりサービス量が増加することを見込み、人材確保や生産性向上の支援を強化する必要があります。
- 中山間地域の訪問系介護サービスは移動時間がかかることから事業所の負担となっています。中山間地域でも安定したサービス提供ができるような取組が必要です。

第3章 本市の目指す姿

第1節 本市の目指す姿

年齢を重ね、介護が必要になったとしても、必要なサービスを利用しながら、家族、友人、地域と支え合い、助け合い、つながりながら、生きがいを持っていきいきと自分らしく暮らせるまちを目指し、次のとおり、目指す姿を設定しました。

目指す姿：人や地域とつながりながら、自分らしく暮らせるまち

<目指す姿のイメージ>

1. 高齢者が、自身の身体状況に合わせた健康づくりや介護予防等の活動に積極的に取り組んでいます。
2. 高齢者が出来る限り地域で自分らしく生活できるよう、住民、関係機関、行政が連携を図っています。
3. 認知症への理解が深まり、認知症になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域で支え合う体制が整っています。
4. 家族が安心して介護ができる環境が整っています。
5. 介護保険サービスが安定的に供給されています。
6. 地域包括ケアシステムが効果的に機能し、関係機関が連携しながら、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に供給されています。

指標	安心して生活できる地域だと答える人の割合	現状値	元気高齢者 88.3% 居宅要介護・要支援者 83.1%	目標値	増加
	健康寿命		男性80.8歳[R3] 女性85.3歳[R3]		男性 81.6歳[R8] 82.5歳[R14] 女性 85.8歳[R8] 86.4歳[R14]
	(参考指標) 自分のことを好ましく 感じる市民の割合※		46.5%		50.5%[R8] 56.5%[R14]

※市民意識調査で、「非常にあてはまる」「ある程度当てはまる」と答えた65歳以上の人の割合

●推進目標

目指す姿の実現に向けて、三つの推進目標に沿って、取組を進めます。

推進目標1 自らつくるいきいき健康長寿

高齢者自身が、社会参加、健康づくり、介護予防の必要性を認識し、自ら継続的に取り組めるよう支援するとともに、介護予防に自主的に取り組むグループが活発に活動できるよう支援します。

推進目標2 住民・関係機関・行政がつながり、暮らしをサポートする地域づくり

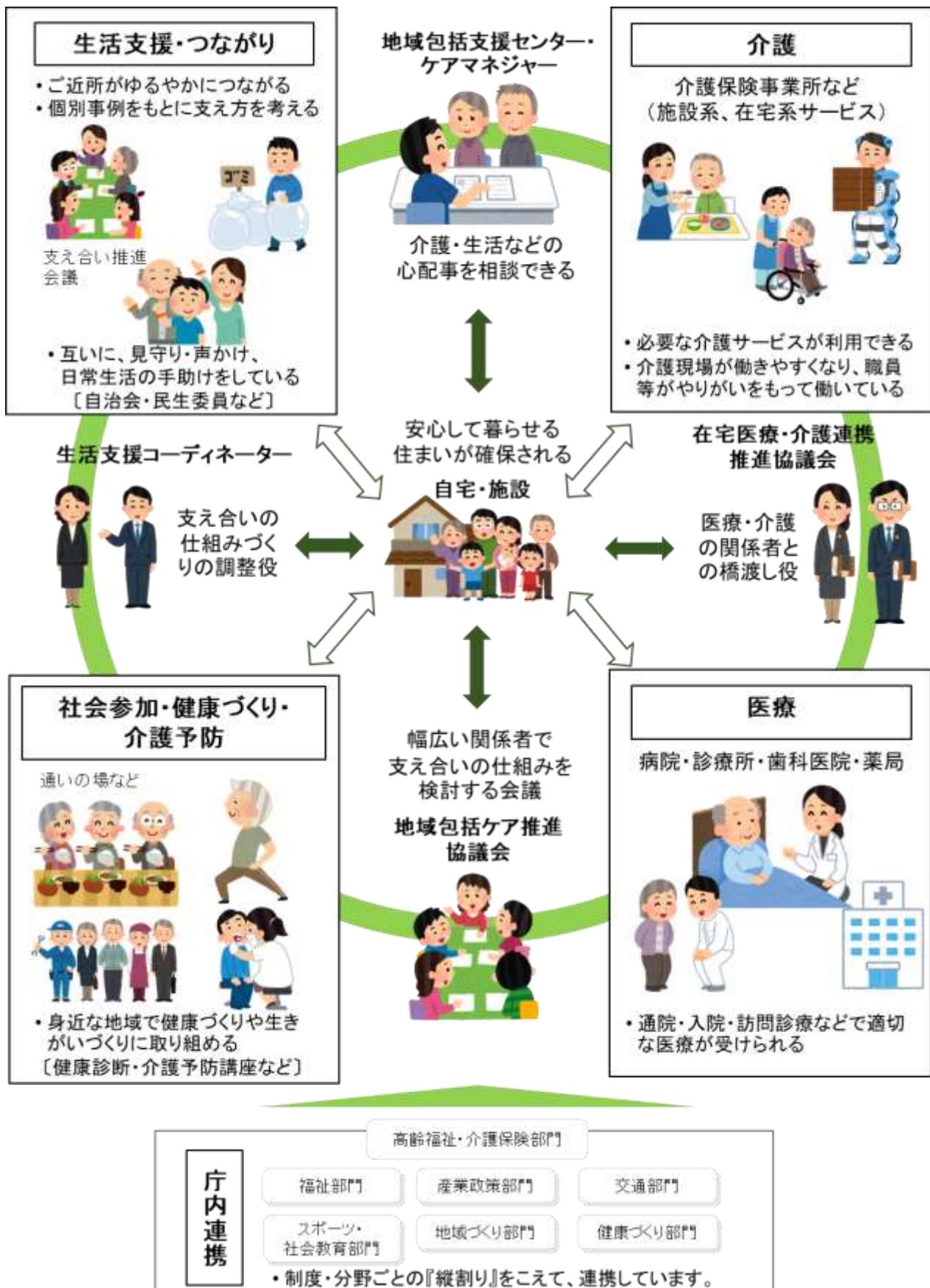
住民・医療や介護の関係機関・行政等が連携し、困りごとを把握して解決策を実行できる体制を構築することで、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる、地域共生社会の実現を進めます。

推進目標3 よりよい介護サービスの提供と将来を見据えた安定的な介護保険制度の運営

介護保険サービスの需要がさらに増加することを見込み、サービス提供のための人材確保や、介護の質を担保するための支援・指導を強化し、将来にわたって安定的に介護保険サービスを提供できるよう努めます。

塩尻市地域包括ケアシステムの全体図

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。



第2節 施策体系

目指す姿の実現に向け、第9期計画では以下の施策体系のもと高齢者福祉施策を推進していきます。

目指す姿
..人や地域
とつながりながら、
自分らしく暮らせるまち

推進目標1：自らつくるいきいき健康長寿

基本施策	施策	第六次総合計画との対応
1 生きがいづくりと社会参加の促進	1 多様な生きがいづくりの支援	7-1
	2 地域や社会での活躍機会の提供	
2 健康の維持増進の支援	1 生活習慣病の早期発見、対応の強化	8-3
	2 日常的な健康づくり活動の支援	
3 介護予防の推進	1 介護予防の普及・啓発	重点施策
	2 介護予防につながる多様な場の創出支援	8-2
	3 介護予防ケアマネジメントの推進	

推進目標2：住民・関係機関・行政がつながり、暮らしをサポートする地域づくり

基本施策	施策	第六次総合計画との対応
1 在宅生活の継続に向けたサービスや支え合いの強化と創出	1 地域課題の抽出と解決策の検討	7-3
	2 支え合い活動と生活支援サービスの創出	
	3 地域資源の活用とネットワーク形成	
	4 外出支援サービスの拡充	
2 地域包括支援センターの体制整備の推進	1 地域包括支援センターの体制・機能強化と職員の資質向上	
3 医療と介護の連携強化	1 在宅医療・介護連携の推進方策の検討	7-3
	2 切れ目ない在宅医療・介護の提供体制の推進に向けた取組	
	3 人生の終末期を考える機会の取組	
4 認知症対策の推進 (塩尻市認知症施策推進計画)	1 認知症に関する理解促進の取組	重点施策
	2 認知症予防の推進	
	3 早期発見・早期対応の体制及び連携の強化	8-4
	4 認知症の人とその家族に対する相談・支援体制の充実	重点施策
	5 安全の確保と介護者の負担軽減	
5 高齢者及びその家族の安心・安全な暮らしの確保	1 安心して暮らせる住まいの確保	8-4
	2 見守り体制等の強化	
	3 介護家族の負担軽減	
	4 高齢者の虐待防止・早期対応	
	5 権利擁護の推進	

推進目標3：よりよい介護サービスの提供と将来を見据えた安定的な介護保険制度の運営

基本施策	施策	第六次総合計画との対応
1 適切な介護サービスの提供	1 質向上のための適切な支援・指導	-
	2 納付適正化の推進	
	3 サービス基盤整備	
2 介護サービス事業者支援	1 介護サービス事業者への運営支援	重点施策 8-1

第4章 施策の展開

推進目標1 自らつくるいきいき健康長寿

1-1 生きがいづくりと社会参加の促進

■ 現状と課題

- 定年延長や再雇用などにより高齢者の就業率が高まっており、65歳以降でも就労し社会活動を継続する人が増加しています。
- コロナ禍で、地域活動や生涯学習などの社会参加は停滞傾向にあります。元気なシニアがより活発に活動し、社会に貢献できるよう、ニーズに合った社会参加や学習機会を提供していくことが必要です。
- 生涯現役で趣味や生きがいなどの楽しみ、仕事やボランティア活動などを通じて社会に関わり続ける元気な高齢者が増えるよう、活躍できる機会や場を創出するとともにマッチングやスキルアップを支援していくことが必要です。

■ 目標

✧ 就業や地域活動への参画を促進することで、いきいきと活動する高齢者を増やします。

指標	社会活動参加率	現状値	60.4% [R4]	目標値	65.0%
	高齢者の就業率		30.1% [R2]		増加



■ 施策の実施方針

施策1：多様な生きがいづくりの支援

- 高齢者のニーズにあった講座やプログラムを創出し、参加を促進し、生涯にわたり学び続けられる環境づくりを進めます。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
塩尻口マン大学の活動支援	社会教育 スポーツ課	熟年者（おおむね60歳以上）の希望者が2年間にわたり、新しい知識や技能を身につけ、仲間づくりと社会参加の輪を広げる、大学を開講しています。
シニアを対象とした公民館活動の支援	社会教育 スポーツ課	誰もが参加しやすいよう講座内容を見直し、公民館講座を通じて生涯学び続けられる機会を創出します。
老人クラブの活動支援	地域共生 推進課	老人クラブの活動に対する助成や相談を行い、活性化を支援します。
シニアを対象とした図書館を利用した活動の充実	図書館	シニア向け書棚の充実や図書館活用講座の実施などにより図書館利用を促します。高齢者施設やシニア向け講座への出張図書館を行います。

施策2：地域や社会での活躍機会の提供

- 高齢者の就業の場、知識や技術が活かせる場、趣味などを高められる場等、社会や地域で活躍できる機会を創出し、参画を促します。
- 子どもたちとの世代間交流も進め、世代を超えたつながりによる相互効果を目指します。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
職業安定所、シルバー人材センターと連携した職業紹介の支援	商工課	しおじりふるさとハローワークや、塩尻地区シルバー人材センターにて、経験や体力に合わせた就業・就労情報を提供します。
老人クラブの地域貢献活動の支援	地域共生 推進課	老人クラブ活動において、子供の通学時の見守り、清掃活動等の各種ボランティアを行い、地区への貢献を支援します。
市民公益活動につながる市民講座やまちづくり交流会の開催	市民交流 センター	高齢者の仲間づくりや活動の場の一助として、市民公益活動を行う団体を支援します。
えんぱーくらぶの運営支援	市民交流 センター	えんぱーく運営におけるサポート活動への参画を促し、高齢者の活躍につなげます。
保育園での保育補助員の配置	こども未来課	市内保育園に、おじいちゃん、おばあちゃん先生を配置することにより、高齢者の活躍の場づくりと世代間交流を行います。
生涯学習講師登録者の拡充と活用支援	社会教育 スポーツ課	市民の方に自分の得意とする分野や指導できる内容を登録していただき、指導の要望があれば生涯学習活動の場で講師として活躍していただきます。

1-2 健康の維持増進の支援

■ 現状と課題

- 本市の高齢者人口は増加傾向にありますが、新規認定者の原因疾患は、1位運動器疾患、2位認知症、3位脳血管疾患で、若い世代から将来に渡って疾病の予防や健康増進に取り組むことが健康寿命の延伸につながります。
- 高齢者自身が健康づくりの必要性を認識し、運動や食事など適切な生活習慣を身に着け、継続していくことが重要です。また、健康増進に向けて自主的に日常生活の中で取り組める環境整備を進めることが重要です。
- がんをはじめとする生活習慣病や歯周病などの予防・重症化の抑制にあたっては、健診による早期発見・早期治療が重要であり、啓発を強化することが必要です。

■ 目標

- ✧ 若いころからの生活習慣病予防や、高齢期における自主的な健康の維持増進の取組によって、疾病的早期発見と予防を重視した健康づくりを推進します。
- ✧ 社会保障費の安定、疾病の重症化予防を推進するため保健事業と介護予防事業を一体的に行います。

指標	高齢者食生活改善事業回数	現状値	15回[R4]	目標値	増加
	特定健康診査受診率		42.8%[R4]		52.5%[R8]
	定期的に歯科健診を受けている割合		35%[R4]		40%[R8]



■ 施策の実施方針

施策1：生活習慣病の早期発見、対応の強化

- 早い段階からの健康増進活動や予防意識の向上により、生涯を通じた健康づくりを推進します。がん検診、特定健康診査、歯科健診の受診率の向上を目指し、健康増進に取り組んでいきます。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
がん検診・特定健康診査の受診率の向上	健康づくり課	通知や電話等による受診勧奨を実施し、受診率の向上をめざし、健康意識の向上と疾病の早期発見・早期治療につなげます。
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施	健康づくり課	介護予防教室参加者の健康状況を把握し、栄養士等がフレイル状態にある高齢者に保健指導を行うとともに、必要な医療につなげます。
歯科口腔保健の普及啓発、定期的な歯科健診の推進	健康づくり課	健診や指導等による生涯を通じた口腔管理の支援を行います。

施策2：日常的な健康づくり活動の支援

- 食生活改善や健康ポイント事業の普及などを通して、健康の維持増進につながる生活習慣の確立を支援します。

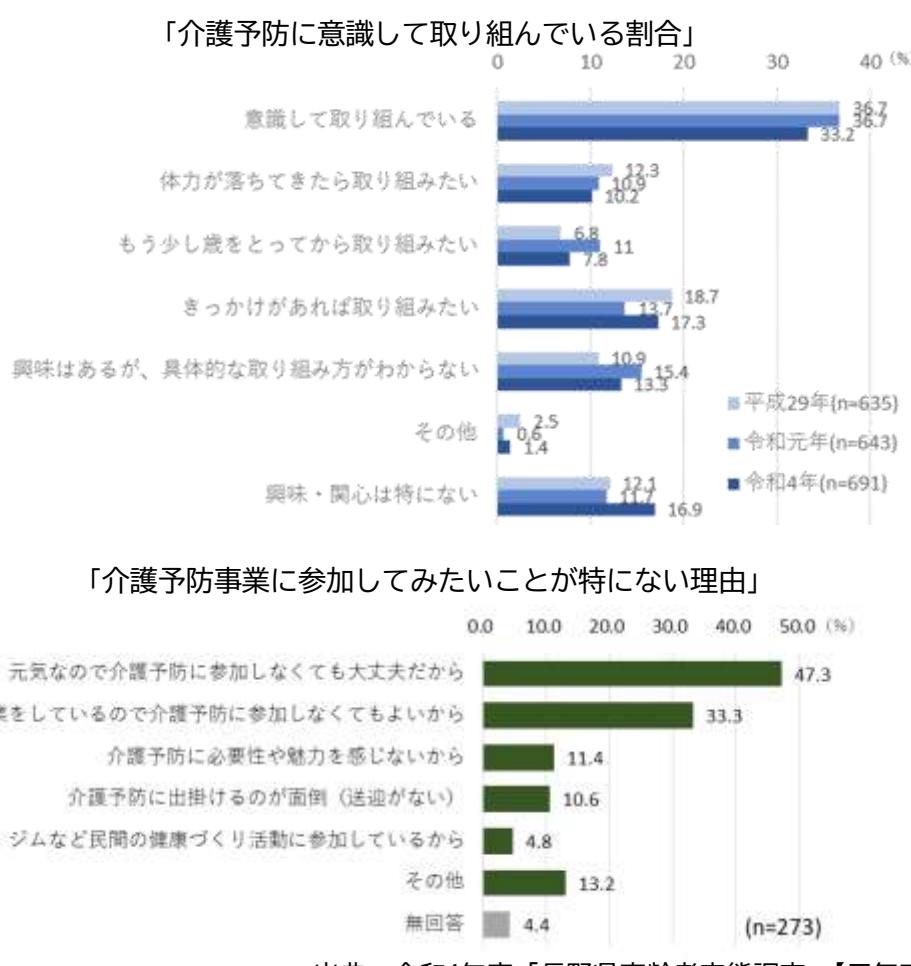
<主な事業>

事業名等	担当課	内容
高齢者等の食生活の改善の促進	健康づくり課	食生活改善推進協議会や各地区のサロン等で食生活の改善を周知していきます。
介護予防等に資する健康教育の実施	健康づくり課	ヘルスアップ委員会等による健康教室、健康づくりの啓発等を実施していきます。
健康ポイントによる意識改善の促進	健康づくり課	自らの健康を維持・生活習慣を改善する動機付けを行い、生活習慣の改善を促進します。
地域住民に健康体操などを指導できる人材の育成	社会教育 スポーツ課	スポーツ協会やスポーツ推進委員、スポーツ普及員等対象とした指導者講習を行い、人材育成を図ります。

1-3 介護予防の推進

■ 現状と課題

- 「介護予防に意識して取り組んでいる割合」は33.2%で、前回調査の36.7%から低下しており、地域住民において介護予防の取組が十分浸透しているとはいえない状況です。
- 住民やボランティア団体による介護予防の取組が進んでいる側面もありますが、継続性に課題があり、こうした自主的活動の開始・継続への支援が求められています。また、グループ活動だけでなく個人での介護予防活動を促す取組も必要です。
- 介護予防の取組の効果を上げるため、今後は効果検証に向けたデータの収集・利活用、専門職との連携を図る必要があります。



出典：令和4年度「長野県高齢者実態調査」【元気高齢者】

■ 目標

- 介護予防につながる活動に参加する高齢者やグループ・団体を増やします。
- 介護予防ケアマネジメントの向上を推進します。

指標	介護予防に意識して取り組んでいる割合	現状値	33.2% [R4]	目標値	40% [R8]

■ 施策の実施方針

施策1：介護予防の普及・啓発

- 介護予防や認知症予防、自立支援の重要性について住民が自ら考え取り組めるよう、普及・啓発を推進します。
- SNS等を活用するなど、住民が自主的に介護予防に取り組めるよう普及・啓発していきます。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
【拡充】 SNS等を活用した気軽に取り組める介護予防活動の啓発	介護保険課	SNS等を活用し、運動動画や健康情報等を配信することで自主的に介護予防活動に取り組めるよう支援を行います。
【拡充】 有酸素運動、筋力向上、eスポーツ等の効果的な介護予防教室の運営	介護保険課	参加者の運動機能の強度に応じた介護予防教室（有酸素運動、筋力向上、eスポーツ等）を運営し、個々の運動機能の向上を図ります。 教室後に介護予防活動が継続できるよう、仲間づくりや継続メニューの提供をします。
データを利活用し、市民に向けたPDCAサイクルに沿った介護予防講座の実施	介護保険課	毎年、介護予防講座受講者の体力測定データを分析し、更に効果的な介護予防講座を提供できるよう講座内容を改善します。
介護予防の普及・啓発のパンフレット作成	介護保険課	介護予防の普及啓発のためのパンフレット等を通して、介護予防に取り組める人が増えていくよう働きかけていきます。新たな介護予防事業のメニューについて研究します。
出前講座の実施	介護保険課	「いつまでもおいしく食べる」という欲求や生活の質が保たれ、誤嚥性肺炎などが予防できるよう出前講座等で口腔機能向上のための指導を行います。また、介護予防における社会参加や運動の重要性・実施方法の共有を図ります。

施策2：介護予防につながる多様な場の創出支援

- 住民やボランティア団体など様々な主体による介護予防活動を推進するとともに、専門職による口腔機能や運動などの指導を実施し、効果的な支援を行います。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
【拡充】 介護予防に取り組む自主グループの発足・活動支援	介護保険課 地域共生推進課	介護予防のために市民が自主的に活動をしている、または今後活動を検討している団体に対し、体力測定・運動方法・認知症予防・健康情報等の提供を行います。また、自主グループの発足や活動が継続できるよう支援します。
効果的な介護予防の推進	介護保険課	効果的な介護予防事業が実施できるよう、市内の介護予防の取組を行う団体との連携を推進します。
リハビリテーション専門職との連携	介護保険課	介護予防の取組を強化するために、リハビリテーション専門職等と連携します。

施策3：介護予防ケアマネジメントの推進

- ケアマネジャーが自立支援・重度化防止に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施できるよう、支援体制を推進します。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
適切な介護予防マネジメントの推進	地域包括支援センター	ケアマネジャーが、自立支援・重度化防止の視点に基づいた適切なケアマネジメントが行えるよう研修会を企画し、ケアマネジャーの資質向上を図ります。

推進目標2 住民・関係機関・行政がつながり、暮らしをサポートする地域づくり

2-1 在宅生活の継続に向けたサービスや支え合いの強化と創出

■ 現状と課題

- 在宅で自立した生活を送るうえで介護保険サービスや市の福祉事業は必要不可欠ですが、こうしたフォーマル・サービスだけでは、生活の質を確保していくことはできません。誰かの見守りや少しの手助けなどの支えがあることや民間団体・事業者の生活支援サービスが提供されることで、自分らしく在宅生活を継続することが可能になります。
- 見守り活動は民生委員が主に担っていますが、近隣の支え合いや生活支援サービスを地域の中で増やしていくためには、在宅生活者が直面している課題を把握し、支援できる主体につないだり、新しい仕組みをつくりだすことが必要になります。
- 地域にある課題の共有と解決策の創出のため、市では、生活支援コーディネーターを配置するとともに、地区単位での「地域ケア推進会議」、全市レベルでの「地域包括ケア推進協議会」を設置しました。
高齢化が進行する地域の支え合いについて、今後も住民と関係機関で検討することが大切です。
- 支え合い活動や生活支援に意欲的な住民や団体と関係機関・行政の連携を促し、実践活動を創出することが求められます。

■ 目標

✧ 地域、ボランティア団体、行政等が連携して地域の支え合いと生活支援サービスを創出します。

指標	地域の生活支援活動実施組織数	現状値	2団体[R4]	目標値	3団体
----	----------------	-----	---------	-----	-----



■ 施策の実施方針

施策1：地域課題の抽出と解決策の検討

- 在宅生活の継続に向けて、様々な関係者で地域課題の共有と解決策の検討のために設置してきた地区ごとの会議を継続的に運営できるように支援します。この会議では、主に、地域課題についての共通認識の醸成、協力団体等の意向の確認、解決策の実施方法に対する意見交換等を行います。
- 医療と介護の連携強化と地域の支え合いの仕組みを構築し、地域包括ケアシステムの推進強化を図ります。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
支え合い推進会議※の支援 (地域ケア推進会議)	地域共生 推進課	地域の高齢者の日常生活上の困りごとを把握し、地区住民や専門家等と地域でできることについて検討します。地区別の支え合い推進会議の運営に関する相談や支援を行います。
地域包括ケア推進協議会の運営	地域共生 推進課	医療・介護・予防・生活支援・住まいが包括的に確保される体制を構築するため、住民、医療・介護・福祉関係者等が、市全体の課題解決に向けた検討を行います。
第1層生活支援コーディネーター※の関係機関等との連携	地域共生 推進課	高齢者に関する会議(地域ケア個別会議、ミニケア会議、支え合い推進会議、在宅医療・介護連携推進協議会等)からの情報収集、課題の整理を行い、課題解決に向けて、第2層生活支援コーディネーター及び関係機関と情報共有や対応策の検討等ができるよう緊密な連携を図ります。

※支え合い推進会議

地域の関係者や行政職員で構成され、地域課題の発見、課題解決に向けて話し合う地区単位の会議。

※第1層生活支援コーディネーター

全市を対象に、課題の抽出、高齢者に対する生活支援や、地域で支え合う仕組みをつくる協議体の運営、対応策の検討等を行います。

施策2：支え合い活動と生活支援サービスの創出

- 各地区において支え合い活動が活性化するよう、新たな担い手の発掘と育成、既存活動の継続・発展の支援を行います。
- 地域を担当する第2層生活支援コーディネーター※を配置し、地域の支え合いの仕組みづくりやサービスの創出などを推進します。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
【拡充】 第2層生活支援コーディネーターの配置	地域共生 推進課	地区内の支え合い活動、高齢者の集いの場等、社会資源を把握し、地区内の関係機関との情報共有、ネットワークづくりに努めます。 支え合い推進会議に参加し、地域の支え合い活動や高齢者の生活支援サービスの体制構築に向けたコーディネートします。
社会資源の開発と支え合いの仕組みづくり	地域共生 推進課	生活支援コーディネーターを中心に、意欲的な企業・団体・サークル等に働きかけることで、支え合いや生活支援サービスの創出と活動の継続・発展を支援します。
元気高齢者をはじめとした地域の新たな担い手の育成	地域共生 推進課	地域での支え合い活動に関わる人の育成を支援します。
有償福祉サービスの活動支援	地域共生 推進課	支援が必要な人と支援ができる人をつなぐ有償福祉サービス(しおりんお助け隊)の支援を行います。

※第2層生活支援コーディネーター

高齢になっても自分のまちで暮らしていくように、地域のみなさんと一緒に、地域住民が支え合う仕組みをつくります。地域福祉推進員を兼務します。

施策3：地域資源の活用とネットワーク形成

- 福祉関係の団体に限らず、NPOや民間企業、地縁団体等多様な主体が高齢者の見守りや生活支援に関わるよう、連携や継続的な活動を支援します。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
ボランティア団体の活動支援	地域共生推進課	ボランティアの育成や活動支援を行っている社会福祉協議会の支援を行います。
子育てや趣味・サークルなど多様な活動団体とのネットワーク形成	市民交流センター	えんぱーく交流企画イベントやまちづくり事業への参加により、他の活動団体と交流できる機会を提供します。

施策4：外出支援サービスの拡充

- 運転免許を返納したり、運転に不安のある高齢者の外出の機会を確保できるよう、移送手段の整備を進めるとともに、住民等による移送サービスの検討を支援します。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
運転免許自主返納者支援	都市計画課	運転免許証を自主返納された高齢者（65歳以上）に地域振興バス及びタクシーの共通利用券を交付します。
移動支援の充実	都市計画課 地域共生推進課	地域振興バス「すてっぷくん」や「のるーと塩尻」、NPO法人の移動支援などによる、移動に困難を抱える人の社会参加や地域交流の場などへの移動手段を確保します。
住民やボランティア団体等による移送サービスの検討	地域共生推進課	高齢者がいきいきと生活し続けるために、日常生活、通院、通いの場への移動のためのサービスについて、導入等継続して検討を行います。
買い物支援サービスの検討	地域共生推進課	買い物弱者への取組として地域ボランティアの支援や移動支援の検討を行いサービスの拡充等を図ります。

2-2 地域包括支援センターの体制整備の推進

■ 現状と課題

- 市内に3箇所の地域包括支援センターを設置し、困難ケース対応、介護予防、生活支援、権利擁護、医療介護連携など、地域包括ケアシステムを構築する上で、大事な役割を担っています。
- 近年は、高齢者からの相談内容や対応するケースが多様化・複雑化する傾向にあり、センターの対応力や連携力を高めていく必要があります。的確に課題解決につなげられる窓口として機能できるよう、体制強化、多職種連携、職員の資質向上等を進めていく必要があります。

■ 目標

- ◇ 地域包括支援センターの体制と機能の強化を目指します。
- ◇ 多様化・複雑化する相談に対応できるよう職員の資質向上を目指します。

指標	地域ケア個別会議実施回数(単年度)	現状値	5件[R4]	目標値	9件[R8]
			3,326件[R4]		3,500件[R8]

■ 施策の実施方針

施策1：地域包括支援センターの体制・機能強化と職員の資質向上

- 多様化・複雑化した相談に対応できるよう、職員の資質を向上させるとともに、地域包括支援センターの体制と機能強化に努めます。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
高齢者の身近な相談窓口の周知啓発	地域包括支援センター	地域包括支援センターが身近な高齢者の相談窓口となるよう、市民に周知啓発を推進します。
困難ケース対応や家族介護者支援への相談対応力強化	地域包括支援センター	地域包括支援センター職員が、研修を通して資質を向上させるとともに、包括全体の相談支援体制が強化できるよう努めます。
全世代対応型支援体制整備の推進	地域共生推進課 介護保険課 地域包括支援センター各課	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備に向けた全世代対応型支援体制の構築に向け、整備します。

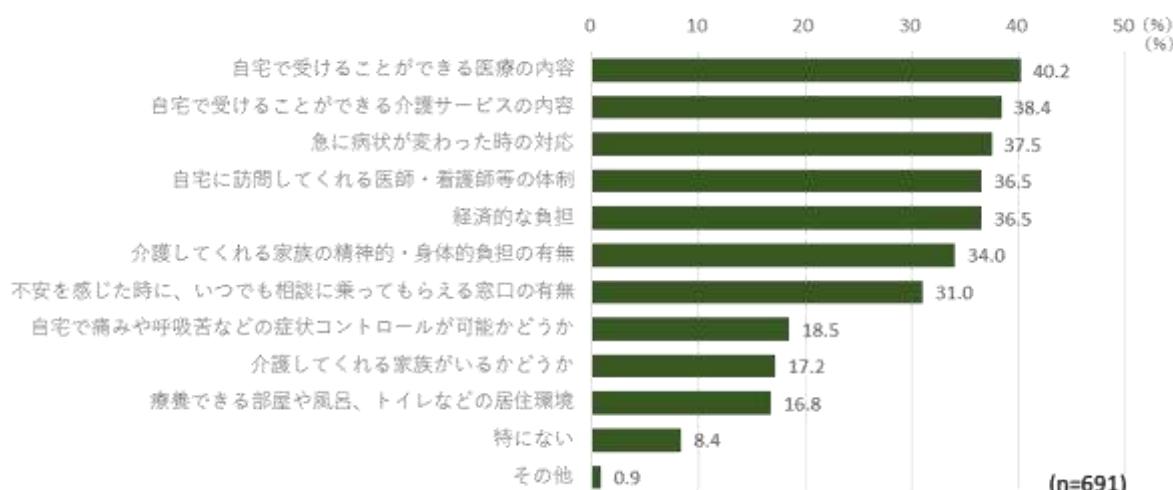
2-3 医療と介護の連携強化

■ 現状と課題

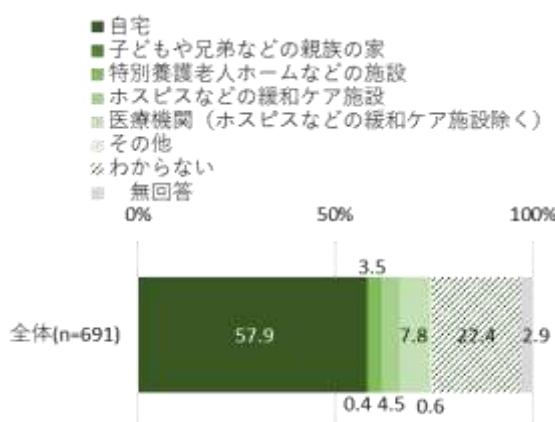
- 高齢者が、安心して、住み慣れた地域での生活を継続していくためには、医療と介護の緊密な連携体制が必要です。このため、本市では、在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、医療・介護に関する多職種が地域課題の解決策について検討しています。
- 地域資源の可視化、多職種の関係づくりによる連携の促進、在宅医療の推進など重点的な取組のテーマを設定し、関係者間で情報共有や学習をすることで、切れ目のない医療と介護の提供を促進します。
- また、一人暮らしの高齢者や認知症の人の増加に伴って、将来の医療・介護・生活等について本人や家族、支援者などが話し合い、早い段階で意思決定をしておくことが重要になってきています。そのため、人生会議（ACP）※の普及を促進していくことが求められます。

※人生会議：終末期の医療や介護等に関する話し合い。ACP（アドバンス・ケア・プランニング）とも呼ばれます。

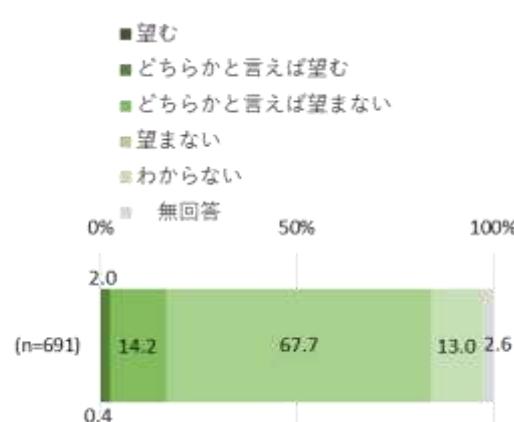
「在宅医療や介護を受けることになった場合、心配に思うこと」（複数回答）



「人生の最期を迎える場所」



「死期が近くなった場合の延命治療の希望の有無」



出典：令和4年度「長野県高齢者実態調査」【元気高齢者】

■ 目標

- ✧ 地域の医療・介護連携を促進し、高齢者に対する切れ目のない一体的なサービスが提供できる体制を構築します。

指標	医療介護連携いきいき手帳発行総数	現状値	209冊 [R4]	目標値	260冊 [R8]
----	------------------	-----	-----------	-----	-----------

高齢者の状態像の変化と出来事のイメージ

高齢期になると加齢に伴う心身機能の衰えや健康状態の悪化から、医療や介護が必要になることや、容態が急変して入院することもあります。ライフサイクルに応じて医療と介護の必要度の比重は変わるものの、医療と介護が連携して支援していく必要があります。



出典：在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3

■ 施策の実施方針

施策1：在宅医療・介護連携の推進方策の検討

地域における医療・介護等の資源の把握と課題抽出を行い、多職種が連携する会議等で検討します。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
地域の在宅医療・介護資源の把握	介護保険課	在宅医療・介護事業所の機能等を情報収集します。情報を整理しリスト等必要な媒体にまとめ共有し活用します。
地域の在宅医療・介護連携の課題と対応策の検討	介護保険課	在宅医療・介護連携推進協議会、口腔・摂食・嚥下関係委員会、いきいき手帳作成委員会を開催し、各々の会議の目的に沿った課題の抽出、対応策を検討します。
在宅療養中の高齢者の重症化予防	介護保険課	在宅療養中の高齢者の疾病の重症化を予防し、在宅生活が継続できるよう支援策を検討します。

施策2：切れ目ない在宅医療・介護の提供体制の推進に向けた取組

- 多職種間による顔の見える関係づくりや住民への普及啓発を通じて、在宅医療・介護の提供体制の構築を進めます。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
医療・介護関係者の関係構築・人材育成	介護保険課	地域の医療・介護関係者が多職種の関係構築をできるよう、研修やグループワークの機会を設けます。
医療・介護関係者の情報共有の支援	介護保険課	医療と介護が連携しやすくなるよう、関係者や住民に「いきいき手帳」の周知をし、利用を促進します。 ケアマネタイム※等を活用し、医療・介護関係者の情報共有を支援します。
在宅医療・介護連携を支援するための入退院に関する相談窓口の運営	介護保険課	入院や退院時に、医療から介護へ介護から医療へ、支援が途切れないよう、「入退院に関する相談窓口」を周知し、運営をしていきます。
口腔機能向上に向けた多職種連携を推進	介護保険課	口腔機能向上啓発のための「しおじり優良口腔ケア表彰」、在宅療養者の口腔ケアの研修等、多職種で連携し「食」支える観点で口腔ケアを支える仕組みを検討します。
介護事業所等での口腔ケアの推進	介護保険課	誤嚥性肺炎、低栄養簿予防のために、介護や福祉サービスを提供する職員が口腔ケアに対する知識と技術を取得し、利用者に提供できるよう支援していきます。
要介護者への訪問歯科健診等の実施	介護保険課	早期治療による口腔機能の向上を図るため、歯科医師による訪問歯科健診を実施します。また、歯科衛生士が訪問し、口腔機能向上のための指導を行います。

※ケアマネタイム：医師がケアマネジャーからの相談に対応し易い時間帯や相談方法等を設定することで、スムーズな連携に役立てるもの

施策3：人生の終末期を考える機会の取組

- 人生の最終段階（終末期）を迎えるにあたり、人生の最期の選択を自分自身で行えるよう併せて人生会議の大切さを啓発していきます。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
人生の終末期を考える機会の提供	介護保険課	エンディングノート※やリビングウィル※の配布、終末期に関する講演会を開催することにより、人生会議の大切さや、最後まで自分らしく生活できるように終末期について考える機会を設けます。

※エンディングノート：万が一に備えて、家族や友人に伝えたい自分の情報や希望、考えなどを記したもの

※リビングウィル：終末期における医療やケアについて意思を記したもの

在宅医療と介護連携の目指す姿

高齢者のライフスタイルから1. 日常の療養支援、2. 入退院支援、3. 急変時の対応、4. 看取りの4つのステージのめざす姿の実現に向けて、医療・介護・行政が連携し、取組を推進します。



2-4 認知症対策の推進

- 認知症の人が年々増加しており、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人に身近なものとなっています。
- 認知症の人の増加を見据え、国では、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」を、令和5年6月に「認知症施策推進基本計画」を策定しています。
- 本市では、次のとおり「塩尻市認知症施策推進計画」を策定し、認知症対策を推進します。

第1期 塩尻市認知症施策推進計画

■ 計画の基本的事項

(1) 背景・目的

令和元年6月に国の「認知症施策推進大綱」が策定され、また令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立されました。これに基づき、本計画を策定し、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指す取組を推進していきます。

(2) 位置づけ・期間

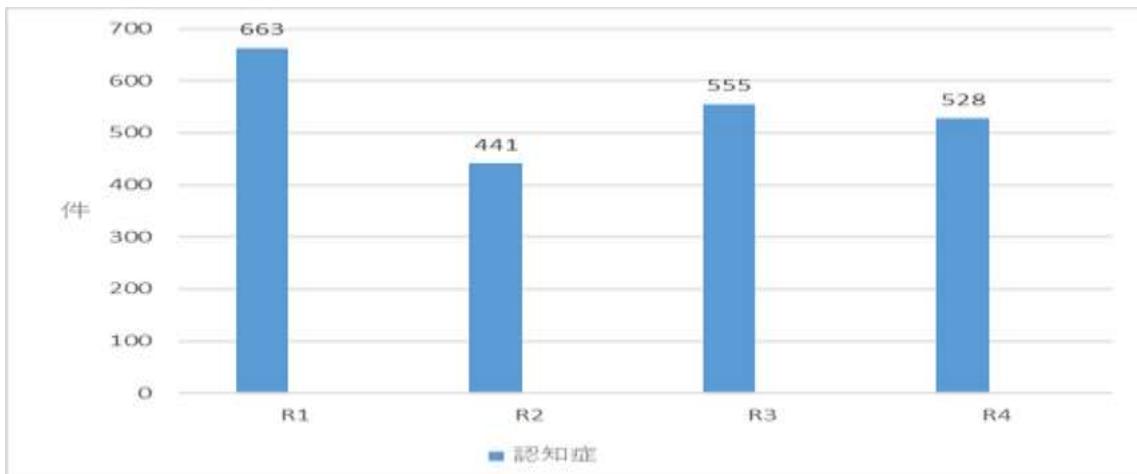
本市では、「いきいき長寿計画」の基本理念である「人と地域をつながりながら、自分らしく暮らせるまち」を目指し、その施策の1つである「認知症対策の推進」を着実に進めていきます。

本計画の期間は、「いきいき長寿計画」の計画期間に合わせて、令和6年(2024年)度から令和8年(2026年)度までの3年間を第1期とします。

■ 塩尻市の認知症の現状と課題

(1) 認知症の現状

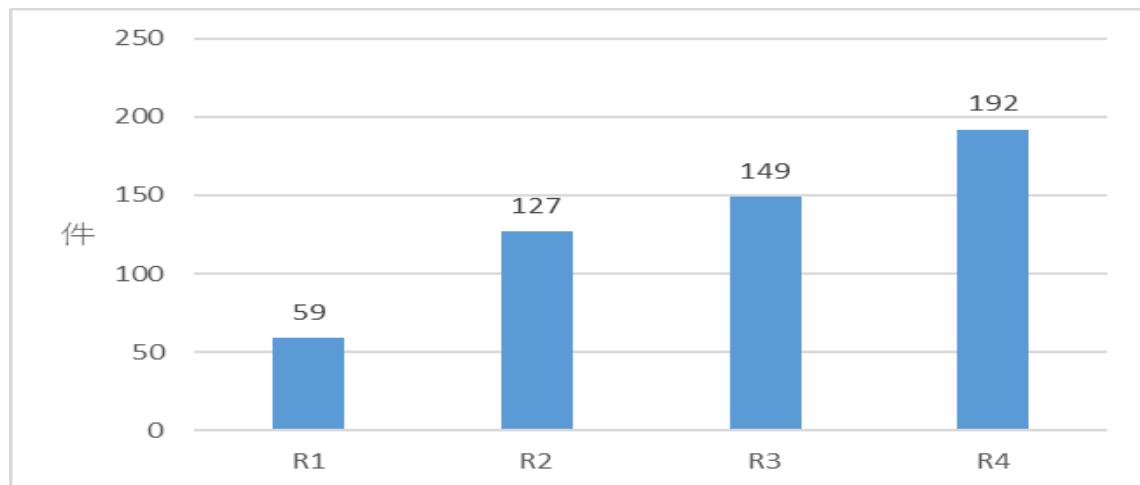
① 要介護・要支援認定者の主治医意見書診断名「認知症」の推移（新規・更新）（件）



出典：「塩尻市介護認定申請時の主治医意見書診断名集計」

② 塩尻市地域包括支援センターの認知症相談件数

(件)



出典：塩尻市「地域包括支援センター相談件数集計」

(2) 課題

- 本市の要介護・要支援認定時における新規認定者の原因疾患の診断名は、「その他」を除き、「運動器疾患」の次に「認知症」が多くなっています。
- 要介護・要支援認定者の原因疾患で「認知症」と診断されている人は、過去4年間で年間平均500件以上になります。
- 市内3箇所の地域包括支援センターで受けた認知症に関する相談件数は、令和元年度に比べ令和4年度は3.3倍に増加しています。
- 年々、認知症の人が増加しているため、地域に認知症に対する理解者や支援者を増やし、地域で支え合う体制づくりを構築していく必要があります。

■ 計画の基本方針

(1) 基本目標

認知症になっても、住み慣れた地域で、いきいきと暮らし続けることができるよう、認知症の予防から、認知症の人やその家族の支援まで、地域で支え合う体制づくりを推進します。

(2) 指標

(人)

指 標	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
認知症サポーター養成講座年間受講者	274	現状維持
ステップアップ講座受講者総数(累計)	29	60
認知症地域支援推進員数※(単年度)	7	10

※認知症地域支援推進員数：市町村・地域包括支援センター等に配置され、市が進めている認知症施策の推進役として活動をしている人数（研修を受講し、認知症地域支援推進員として活躍している人数）

■ 施策の実施方針

施策1：認知症に関する理解促進の取組

- 認知症に対する正しい理解を啓発し、地域での理解者や支援者を育成します。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
【拡充】 認知症の啓発活動	地域包括支援センター	認知症の啓発活動により、市民の認知症への理解を深めます。
認知症サポーター養成講座 ステップアップ講座の開催	介護保険課	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターを増やします。 サポーターが地域でさらに活躍できるよう、ステップアップ講座を行います。
出前講座の実施	地域包括支援センター 介護保険課	認知症の理解が深められるよう、職員が地域に出向き、認知症に関する講話を行います。

施策2：認知症予防の推進

- 介護予防(認知症予防)の教室を充実します。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
介護予防教室の充実	介護保険課	介護や認知症を予防するための学習や運動を実施し、外出や運動をするきっかけづくりを行います。
出前講座の実施	地域包括支援センター 介護保険課	職員が地域に出向き、介護予防や認知症予防について講話や実技を行います。
ファイブ・コグ検査※ (認知機能検査)の実施	介護保険課	認知症の予防と早期発見につながるようファイブ・コグ検査を実施します。

※ファイブ・コグ検査：高齢者の認知機能を評価することができる高齢者集団用認知検査

施策3：早期発見・早期対応の体制及び連携の強化

- 認知症の初期の段階で、保健医療サービス及び介護福祉サービスにつなぐことができるよう地域包括支援センター職員の資質の向上や関係機関との連携を強化します。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
認知症初期集中支援チームの推進	地域包括支援センター	認知症の人を早期に診断し、早期に対応できるよう、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。
認知症地域支援推進員の育成と活動の充実	地域包括支援センター	地域に認知症の啓発や理解が進められるよう、認知症施策の活動を推進する認知症地域支援推進員を増やします。
認知症ケアパス※の普及啓発	地域包括支援センター	認知症の人とその家族に早期対応ができるように、認知症ケアパスを配布します。

※認知症ケアパス：認知症に関する情報や、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示したもの

施策4：認知症の人とその家族に対する相談・支援体制の充実

- 認知症になっても、認知症の人やその家族が安心して地域で暮らし続けられるよう、地域全体で見守り、地域で支える「チームオレンジ」を日常生活圏域ごとに構築し、相談支援体制づくりを充実します。

※チームオレンジ：地域で暮らしている認知症の人やその家族の困りごとと認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぐ取組

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
【新規】 チームオレンジの構築と推進	地域包括支援センター	認知症の人とその家族を地域で支える取組(チームオレンジ)を構築し、推進します。
家族会・オレンジカフェ※の活動支援	地域包括支援センター	認知症の人やその家族の支援のために、家族会・オレンジカフェの活動が継続できるよう支援します。
相談支援体制の強化	地域包括支援センター	認知症の人やその家族の相談に対応できるよう支援者の資質向上に努めます。

※オレンジカフェ：認知症の人やその家族、地域の人や専門家が気楽に集い、お茶を飲みながら語らい、交流を楽しんだり、悩みを相談し合ったりする場所

施策5：安全の確保と介護者の負担軽減

- 認知症の人の安全を確保し、介護者の負担軽減を図ります。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
シルバー安全安心カルテの周知と普及	地域包括支援センター	認知症の人のカルテを事前に警察に提出することにより、行方不明時に、警察が早期に認知症の人の安全を確保するために活用します。
はいかい探索機器の貸出し	介護保険課	認知症による徘徊（はいかい）のある高齢者の介護者に探索機器を貸与することで、行方不明時の所在を明らかにし、事故防止を図ります。
やすらぎ支援員※派遣事業の推進	介護保険課	認知症の人の見守りや、ご本人・ご家族の話し相手となる支援事業を実施します。

※やすらぎ支援員：認知症の基礎知識や認知症の人との接し方を学び、市にやすらぎ支援員として登録しているボランティア

■ チームオレンジの構築

- 日常生活圏域ごとに実施しています「認知症オレンジカフェ」の活動を活かして、認知症地域支援推進員が中心となり、日常生活圏域ごとにチームオレンジを構築します。
- チームオレンジでは、認知症の人やその家族と認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぎ、安心して地域で暮らし続けられるように体制を推進します。

【チームオレンジの役割】

- 認知症の人やその家族と認知症サポーター等の支援者をつなぐ機会をつくります。
- 認知症の人やその家族が外出や相談できる機会をつくります。
- 認知症に関わる情報提供や情報共有ができる場とし、より多くの市民に認知症について理解を深める機会をつくります。

【チームオレンジの目指す姿】

- 周りの人が、認知症について正しく理解しています。
 - ・周りの人が気づいて、手を貸してくれます。
 - ・認知症になっても、安心して自分のペースで外出や買い物ができます。
 - ・認知症オレンジカフェや集まりの場で、仲間と集まり、安心して楽しい時を過ごすことができます。
- 認知症の人とその家族が、身近に相談できる仲間がいて、困りごとを相談したり、情報を得たりすることができます。
- 必要に応じて専門職から支援を受けることができ、支援のつながりができます。



2-5 高齢者及びその家族の安心・安全な暮らしの確保

■ 現状と課題

- 高齢になっても安心して暮らし続けるためには、高齢者の多様なニーズに対応した良好な住環境の確保が必要となります。
- 本市では、居宅要介護・要支援者の8割は配偶者、息子、娘など家族が中心となって介護をしています。介護者の年齢は高齢化し「老老介護」が多い状況です。また家族は、働きながら介護・介助を続けていくことについて、「精神的なストレス」「先が見えず不安」「日中、家を空けることが不安」と感じています。自宅で生活を継続するためには本人だけでなく、介護を担っている家族に対しても負担を軽減するなどサポートが必要です。

■ 目標

- ✧ 介護が必要になっても安心して暮らすことのできる住まいを確保します。
- ✧ 介護者の家族も安心して生活できる環境を整備します。

指標	配食見守りサービス利用者数	現状値	122人[R4]	目標値	182人[R8]
	今後の就労と介護・介助の両立「問題なく続けていける」「問題はあるが何とか続けていける」の割合		77.7%[R4]		80%[R7]



■ 施策の実施方針

施策1：安心して暮らせる住まいの確保

- 住み慣れた地域で生活し続けられるよう、高齢者の多様なニーズに対応した良好な住環境を確保します。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
高齢者住宅の確保	介護保険課	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくため、県や関係課と連携して、高齢者の住まいの確保を推進します。
高齢者住宅改良費助成・改修相談の実施	介護保険課	高齢者の居住環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行えるよう支援することにより、本人及び家庭介護者の負担軽減を図ります。

施策2：見守り体制等の強化

- 地域で安心した暮らしを継続するため、見守り体制等の強化を推進していきます。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
地域での見守り	地域共生推進課	民生委員や老人クラブによる高齢者訪問等、配食見守りサービスとご近所でさりげない見守り活動を行います。
民間企業との連携による見守り	地域共生推進課	事業者と見守りに関する協定を締結し、異変に気が付いた事業者が市役所・警察・消防等に連絡をするとなど、見守りを強化します。
特殊詐欺及び消費者被害の未然防止策の強化	市民課	高齢者が特殊詐欺や、消費者被害にあわないよう、警察と連携して啓発活動を強化します。

施策3：介護家族の負担軽減

- 介護者の身体的・精神的負担を軽減できるよう、事業や相談機能の充実を推進していきます。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
家庭介護者支援事業	介護保険課	家庭介護者慰労金や介護用品券の支給、介護者交流促進事業など、在宅で介護をしている家族を支援し、負担軽減を図ります。
介護離職に対する相談体制の充実	介護保険課	介護者が介護による離職とならないよう相談に応じる体制を充実します。
ヤングケアラー※に対する支援	家庭支援課 教育総務課 福祉支援課 介護保険課	教育、福祉部門と連携し、ヤングケアラーに関する周知啓発を行い、早期発見による相談支援の実施、福祉サービス等の適切な支援につなげます。

※ヤングケアラー：家族にケアが必要な者がいる場合に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を日常的に行っている18歳未満の子ども

施策4：高齢者の虐待防止・早期対応

- 高齢者の虐待防止と早期対応に向けた取組を推進していきます。

<主な事業>

事業名	担当課	内容
虐待未然防止	地域包括支援センター 介護保険課	虐待防止の啓発や相談窓口の周知を行い、未然防止に努めます。
虐待の早期発見・早期対応	地域包括支援センター 介護保険課	窓口や電話での相談、訪問活動を通じて、早期発見・早期対応に努めます。
虐待の再発防止	地域包括支援センター 介護保険課	定期的な評価と再アセスメントを行い、適切な役割分担の下、本人及び養護者支援を行います。 介護施設虐待では発生要因を分析し取組状況を評価、指導を行います。
虐待対応基盤整備	介護保険課	高齢者虐待担当部署や地域包括支援センター、関係機関の者が適切な対応を行えるよう人材育成等を行い、対応力を高めます。
地域の権利擁護支援体制の強化	介護保険課	地域のネットワーク連携の強化を図り、地域の支援力の強化に努めます。

施策5：権利擁護の推進

- 高齢になって判断能力が不十分になっても安心して生活できるよう、成年後見制度を啓発し、権利擁護を推進していきます。

<主な事業>

事業名	担当課	内容
塩尻市成年後見制度 利用促進基本計画の推進	福祉支援課 介護保険課	塩尻市地域福祉計画に統合

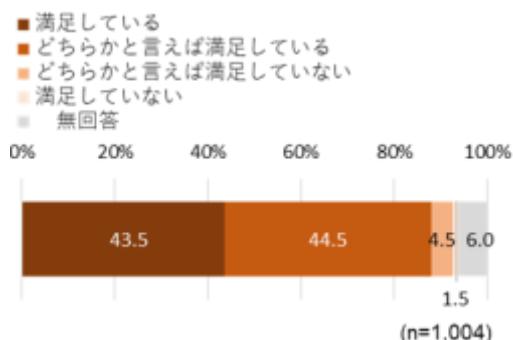
推進目標3 よりよい介護サービスの提供と将来を見据えた安定的な介護保険制度の運営

3-1 適切な介護サービスの提供

■ 現状と課題

- 福祉や介護サービスの内容は制度改正やニーズ・地域の状況などによって多様化・複雑化しており、今後も質の高いサービスを安定的に提供しながら、介護保険制度を持続可能なものとして運用していくことが重要となっています。
- 介護サービスを利用しながら、できる限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営めるためには、ケアマネジメントにおいて「自立支援に資するケアマネジメント」となるような質の向上を図ることが求められています。
- 本市では、中山間地域において今後の介護需要に応じたサービスの確保が課題となっています。
- 公正・公平な給付を担保し、介護サービスの持続的・安定的な体制を維持することが必要です。

「利用している介護サービスの満足度」



出典：令和4年度「長野県高齢者実態調査」【居宅要介護・要支援認定者】

■ 目標

- 正確なサービス見込み量を推計し、本市に必要となる施設やサービス提供体制を整備していきます。
- 介護事業所の事業における質の向上を図るとともに、防災体制等を強化します。

指標	医療情報との突合・縦覧点検 【リハビリテーション指標】 要介護・要支援認定者1万人に対するリハビリテーション事業所数	現状値	全件	目標値	全件
			訪問リハ 12.02 (全国 8.36) 通所リハ 15.02 (全国 12.4) [R3]		現状維持



■ 施策の実施方針

施策1：質向上のための適切な支援・指導

- 介護保険サービスを提供する事業者が質の高いサービスを提供できるよう、多角的な側面からの支援・指導等を行います。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
事業所への指導・監督の実施	介護保険課	事業所運営の適正化や介護サービスの向上を図るため、事業所への運営指導・集団指導を定期的に行います。
介護サービス相談員の派遣等相談体制の充実	介護保険課	介護サービス事業所に介護サービス相談員を派遣し、利用者からの相談を受け、事業所に助言や援助などを行い、サービスの向上に努めます。
事業所に対する研修・セミナー等の実施	介護保険課	介護保険事業者連絡会等で研修やセミナーを実施し、事業所における介護サービスの向上を図ります。
地域包括支援センターの自己評価の実施	介護保険課	地域包括支援センターの資質向上や、適正かつ公正な業務運営体制を確保するため、自己評価を実施します。
災害時の体制整備の支援	介護保険課	災害に備え、介護保険事業所の体制整備を強化するための支援をします。
障がい者等の受給者へのサービス向上	介護保険課	障がい者等の配慮が必要な人が安心して介護サービスを受給できるような体制づくりを推進します。

施策2：給付適正化の推進

- ケアプラン点検の充実、住宅改修等の点検の実施等を通じて給付の適正化を推進します。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
要介護認定の適正化	介護保険課	要介護認定が適正に行われるよう調査員研修やマニュアルの充実を図り、資質の向上を図るとともに適正な人員体制を整備します。
ケアプラン等の点検	介護保険課	受給者の自立支援に資する適切なケアプランとなるよう点検内容の充実、介護支援専門員への支援を強化します。住宅改修、福祉用具の購入及び貸与について、受給者の必要性に応じて適正に提供されているか、事前チェックや事後の調査、給付状況の確認を行い、給付の適正化を図ります。
医療情報との突合・縦覧点検	介護保険課	医療と介護の重複請求がないよう、医療情報との突合点検などを行います。また、請求誤りがないよう、提供されたサービスの整合性や算定回数などの点検を行います。

施策3：サービス基盤整備

- 市内や広域でのニーズを把握し、適切に介護サービスの基盤整備を進めます。

<主な事業>

事業名等	担当課	内容
適正なサービス量となる施設確保	介護保険課	必要な介護サービスが確保できるようアンケート等の調査を行い、必要に応じてサービス提供事業所への調整依頼等を行います。
【新規】中山間地域におけるサービス提供体制の確保	介護保険課	中山間地域の介護サービス提供体制が確保できるよう必要に応じてサービス提供事業所への調整依頼等を行います。
リハビリテーションサービス提供体制の構築	介護保険課	リハビリテーション指標を基に、受給者と市内事業所の提供体制バランスを考慮して必要な整備を図ります。

3-2 介護サービス事業者支援

■ 現状と課題

- 市内の居宅系介護サービス事業所の48.1%、施設系介護サービス事業所の70%が職員が不足していると回答しています。前回調査に比べて、「かなり不足」「不足」と回答する事業所の割合が増え、人材不足がより深刻化しています。中でも訪問介護職員、介護職員、看護職員が不足しており、こうした専門的人材の確保育成が課題となっています。
- 介護サービスに係る人材の確保のためには、市、地域包括支援センター、介護サービス事業所等と人材の確保育成や離職率の抑制における課題共有を行いながら、必要な支援を強化するとともに、介護現場における負担軽減や生産性向上を進め、持続可能な介護サービス提供体制を維持することが求められます。

■ 目標

- 介護事業所の人材確保・育成、働き方改革等及び事業者間の連携の支援を通じて、介護サービスの持続可能な提供体制を構築します。

指標	介護職員不足を感じる事業所の割合	現状値	居宅系 施設系	48.1%[R5] 70.0%[R5]	目標値	減少
----	------------------	-----	------------	------------------------	-----	----



■ 施策の実施方針

施策1：介護サービス事業者への運営支援

- 介護事業所と連携し、人材の確保や働き方改革を推進する介護サービス事業所を支援します。
- 介護サービス事業所の防災体制整備や感染症対策等の運営支援を行います。

<主な事業>

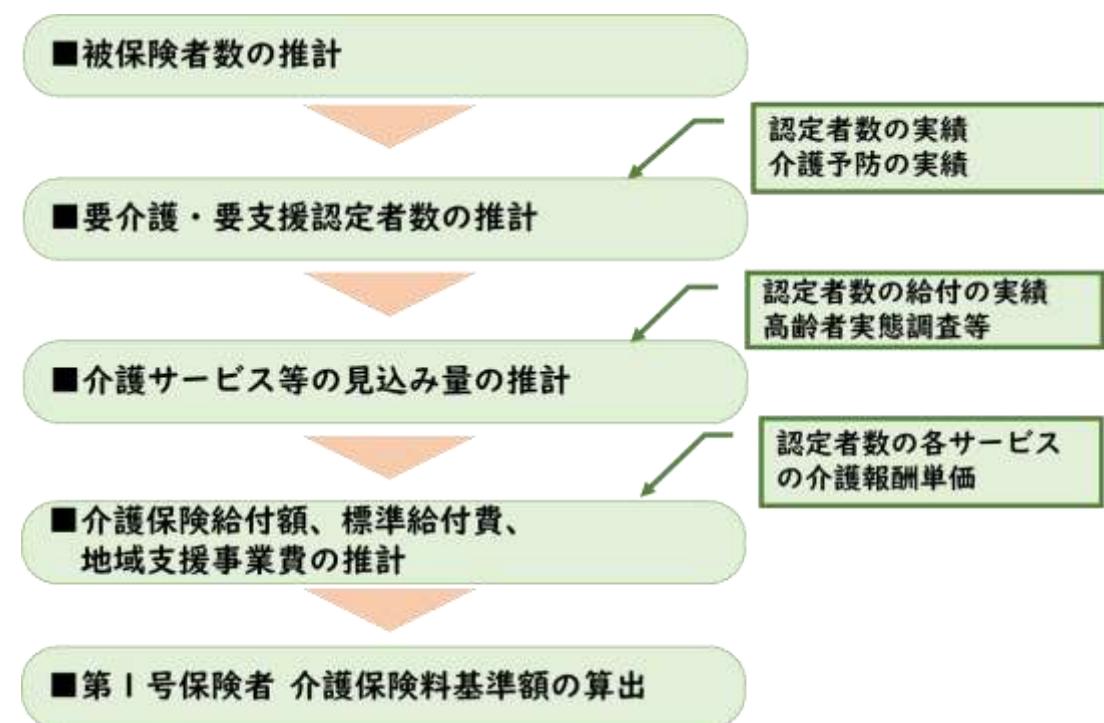
事業名等	担当課	内容
市内事業者間の情報共有の推進・連携強化支援	介護保険課	質の高い介護サービスを安定的に提供できるよう、事業者間の情報共有や連携強化を図ります。
【拡充】 介護人材の確保及び人材育成支援	介護保険課	介護人材を確保するため、介護サービス事業所への入職促進支援や定着支援、人材育成の支援を行います。
ICT等の基盤整備支援	介護保険課	ICTや介護ロボットの導入を推進し、介護サービス事業所が働きやすい環境となるよう業務効率化を促進します。
災害や感染症等の発生に備えた体制整備	介護保険課	災害や感染症の発生等に備えたマニュアル等に基づいた整備支援や衛生用品等の確保を行います。
指定申請等の文書負担軽減	介護保険課	指定・更新文書等の標準化や電子化を進めるとともに、提出文書を削減し、介護サービス事業所等の事務の負担軽減を図ります。

第5章 介護サービス量の見込み・保険料の設定等

第1節 介護保険事業にかかる費用の算出の仕方

前期計画（第8期計画期間／令和3年度～令和5年度）における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績をもとに、本期計画（第9期計画期間／令和6年度～令和8年度）に見込まれるサービス供給量から総給付費の推計を行った後に、保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案しながら、第1号被保険者の介護保険料基準額を設定します。

介護保険の給付のために必要な費用は、利用者の1割（一定以上所得者は2割または3割）負担を除いた総給付費に、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費、審査支払手数料等を加えたもので、標準給付費見込額と言います。総給付費については、介護サービスごとに見込まれる見込量（必要量）に介護サービスごとの介護報酬単価等を乗じて算出します。



第2節 介護サービス量の見込み・保険料の算出

1 被保険者数の推計

	第9期見込み			中長期的な見込み			単位：人
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	
総数	41,514	41,530	41,453	41,134	40,625	40,089	
第1号被保険者数	19,184	19,231	19,294	19,533	20,295	21,318	
第2号被保険者数	22,330	22,299	22,159	21,601	20,330	18,771	

2 要介護・要支援認定者数の推計

	第9期見込み			中長期的な見込み			単位：人
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	
総数	3,418	3,492	3,527	3,657	3,640	3,658	
要支援1	552	563	568	591	588	592	
要支援2	751	767	774	803	801	805	
要介護1	509	521	528	551	544	543	
要介護2	505	515	518	537	538	541	
要介護3	401	409	414	428	426	429	
要介護4	433	442	446	462	460	464	
要介護5	267	275	279	285	283	284	
うち第1号被保険者数	3,356	3,430	3,465	3,596	3,585	3,605	
要支援1	543	554	559	582	580	585	
要支援2	733	749	756	786	785	790	
要介護1	506	518	525	548	541	540	
要介護2	496	506	509	528	530	533	
要介護3	389	397	402	416	416	419	
要介護4	430	439	443	459	457	461	
要介護5	259	267	271	277	276	277	

3 介護サービス等の見込み量の推計

第9期介護保険事業計画期間の介護サービス等の見込量は、介護保険サービス利用者数の伸び、サービスの提供実績等を踏まえて推計しています。

■ 介護サービスの見込み量

	単位 (1月当たり)	実績			第9期見込み			中長期的な見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1)居宅サービス										
訪問介護	回数(回)	6,958.3	6,910.4	6,303.3	6,649.6	6,842.3	6,899.2	7,086.1	7,059.0	7,086.1
	人数(人)	313	309	293	299	307	310	319	317	319
訪問入浴介護	回数(回)	177.1	156.3	146.2	157.5	161.9	167.0	171.8	171.8	171.8
	人数(人)	38	35	31	33	34	35	36	36	36
訪問看護	回数(回)	1,792.7	1,849.2	1,863.0	2,043.6	2,092.8	2,125.3	2,183.3	2,168.9	2,183.3
	人数(人)	298	292	271	275	282	286	294	292	294
訪問リハビリテーション	回数(回)	792.7	711.6	891.8	822.0	861.9	861.9	873.8	873.8	873.8
	人数(人)	82	75	86	78	82	82	83	83	83
居宅療養管理指導	人数(人)	193	195	217	218	225	227	234	231	234
通所介護	回数(回)	4,934.4	4,500.9	4,595.3	4,605.5	4,722.2	4,781.0	4,907.6	4,878.9	4,907.6
	人数(人)	501	470	471	472	484	490	503	500	503
通所リハビリテーション	回数(回)	1,542.0	1,295.2	1,152.1	1,161.9	1,191.1	1,207.4	1,236.6	1,236.6	1,236.6
	人数(人)	219	183	160	156	160	162	166	166	166
短期入所生活介護	日数(日)	1,146.8	1,128.6	1,086.6	1,158.4	1,193.7	1,193.7	1,234.5	1,226.4	1,234.5
	人数(人)	114	113	111	117	121	121	125	124	125
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	245.8	167.0	150.3	143.8	143.8	143.8	143.8	143.8	143.8
	人数(人)	31	20	17	14	14	14	14	14	14
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	844	831	815	812	834	843	865	860	865
特定福祉用具購入費	人数(人)	12	11	11	8	8	8	8	8	8
住宅改修費	人数(人)	8	7	8	1	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人数(人)	170	163	167	163	167	168	173	173	173
(2)地域密着型サービス										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	2	2	1	1	1	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	525.0	595.8	618.5	642.6	661.6	669.0	692.8	685.4	692.8
	人数(人)	64	76	93	92	95	96	99	98	99
認知症対応型通所介護	回数(回)	794.1	752.2	730.0	720.6	740.7	766.4	794.2	783.4	794.2
	人数(人)	85	82	77	70	72	74	77	76	77
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	77	72	79	78	79	81	83	83	83
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	117	117	118	123	126	128	133	132	133
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	27	31	35	43	43	43	43	43	43
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	9	22	28	21	22	22	23	23	23
(3)施設サービス										
介護老人福祉施設	人数(人)	287	276	277	270	270	270	294	294	295
介護老人保健施設	人数(人)	207	200	194	198	198	198	216	216	216
介護医療院	人数(人)	31	31	25	28	28	28	30	30	30
介護療養型医療施設	人数(人)	0	0	0	△	△	△	△	△	△
(4)居宅介護支援										
居宅介護支援	人数(人)	1,054	1,010	975	970	996	1,008	1,033	1,027	1,033

※実績欄の令和5年度の数値は計画策定時点での見込み

(1月当たり)

■ 介護予防サービスの見込み量

	単位 (1月あたり)	実績			第9期見込み			中長期的な見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1)介護予防サービス										
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	7.0	7.2	1.3	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
	人数(人)	2	2	1	1	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	回数(回)	337.3	398.9	465.6	489.8	499.2	508.3	522.1	517.7	522.1
	人数(人)	73	85	93	106	108	110	113	112	113
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	591.5	556.0	477.7	532.8	542.7	564.5	574.4	574.4	574.4
	人数(人)	61	58	51	52	53	55	56	56	56
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	23	27	28	29	31	31	31	31	31
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	188	191	181	194	200	201	207	205	207
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	32.2	77.2	76.5	199.5	204.3	209.1	213.9	213.9	213.9
	人数(人)	5	10	14	42	43	44	45	45	45
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	13.1	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	1	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	560	588	609	615	630	638	655	651	655
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	10	7	8	7	7	7	7	7	7
介護予防住宅改修	人数(人)	8	8	7	3	3	3	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	28	25	21	22	22	24	24	24	24
(2)地域密着型介護予防サービス										
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	15.1	10.2	16.6	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0
	人数(人)	2	2	2	3	3	3	3	3	3
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	5	6	9	8	8	8	9	9	9
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)介護予防支援										
介護予防支援	人数(人)	694	721	743	766	786	796	817	812	817

※実績欄の令和5年度の数値は計画策定時点での見込み

(1月あたり)

■ 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み量

(単位:人)

		実績			第9期見込み			中長期的な見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
訪問型	従来相当サービス	187	199	206	223	229	232	238	245	247
	緩和したサービス(サービスA)	27	21	22	24	25	25	26	26	27
通所型	従来相当サービス	375	415	483	531	544	551	567	584	587
	緩和したサービス(サービスA)	69	68	77	84	86	87	90	92	93
介護予防ケアマネジメント		297	322	365	407	417	423	435	447	450

※実績欄の令和5年度の数値は計画策定時点での見込み

(1月あたり)

4 介護保険給付額、標準給付費、地域支援事業費

■ 介護保険給付費

単位：千円

	実績			第9期見込み			中長期的な見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
在宅サービス	2,210,518	2,170,460	2,178,647	2,230,718	2,290,773	2,321,883	2,386,937	2,375,024	2,386,937
居住系サービス	804,926	796,109	823,377	846,500	867,356	878,664	908,689	905,389	908,689
施設サービス	1,824,183	1,806,597	1,808,951	1,870,059	1,872,426	1,872,426	2,024,693	2,024,693	2,027,970
合計	4,839,627	4,773,166	4,810,975	4,947,277	5,030,555	5,072,973	5,320,319	5,305,106	5,323,596
対令和5年度比	-	-	-	1.03	1.05	1.05	1.11	1.10	1.11

※実績欄の令和5年度の数値は計画策定時点での見込み

【参考】介護サービス（介護給付）の内訳

単位：千円

	実績			第9期見込み			中長期的な見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 居宅サービス									
訪問介護	255,029	252,001	232,185	247,725	255,159	257,347	264,359	263,309	264,359
訪問入浴介護	26,140	23,287	21,937	23,998	24,713	25,464	26,197	26,197	26,197
訪問看護	130,104	131,955	131,377	145,519	149,219	151,513	155,679	154,629	155,679
訪問リハビリテーション	27,856	24,957	31,648	29,585	31,066	31,066	31,495	31,495	31,495
居宅療養管理指導	16,293	15,649	17,877	18,259	18,863	19,030	19,611	19,372	19,611
通所介護	497,459	458,425	468,896	478,162	490,988	496,939	510,129	507,307	510,129
通所リハビリテーション	158,861	133,051	121,362	126,058	129,178	131,068	134,028	134,028	134,028
短期入所生活介護	117,294	115,717	112,638	120,679	124,494	124,494	128,934	127,933	128,934
短期入所療養介護（老健）	33,379	22,169	19,695	18,599	18,623	18,623	18,623	18,623	18,623
短期入所療養介護（介護医療院）	0	295	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	159,272	161,038	155,404	155,410	159,628	161,307	165,524	164,488	165,524
特定福祉用具購入費	3,974	3,774	4,120	3,008	3,008	3,008	3,008	3,008	3,008
住宅改修費	6,585	6,838	8,312	973	973	973	973	973	973
特定施設入居者生活介護	406,623	398,059	422,412	422,263	432,521	435,524	448,704	448,704	448,704
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,245	5,951	4,376	4,438	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444
地域密着型通所介護	41,556	47,112	48,845	51,908	53,604	54,145	55,986	55,445	55,986
認知症対応型通所介護	107,354	101,776	97,129	98,861	101,434	105,802	109,402	108,075	109,402
小規模多機能型居宅介護	174,032	158,571	172,480	171,741	173,597	179,050	183,866	183,866	183,866
認知症対応型共同生活介護	370,737	374,292	381,605	403,451	414,022	420,435	437,280	433,980	437,280
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	93,643	111,787	124,010	155,067	155,263	155,263	155,263	155,263	155,263
看護小規模多機能型居宅介護	30,256	79,766	98,943	83,265	87,211	87,211	91,597	91,597	91,597
(3) 施設サービス									
介護老人福祉施設	897,390	872,958	888,386	877,695	878,806	878,806	956,981	956,981	960,258
介護老人保健施設	700,502	687,320	683,626	709,781	710,679	710,679	775,344	775,344	775,344
介護医療院	132,648	134,532	112,929	127,516	127,678	127,678	137,105	137,105	137,105
(4) 居宅介護支援									
居宅介護支援	190,783	187,158	182,408	184,173	189,324	191,633	196,327	195,197	196,327
合計	4,582,017	4,508,438	4,542,600	4,658,134	4,734,495	4,771,502	5,010,859	4,997,363	5,014,136

※実績欄の令和5年度の数値は計画策定時点での見込み

【参考】介護予防サービス（予防給付）の内訳

単位：千円

	実績			第9期見込み			中長期的な見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス									
介護予防訪問入浴介護	691	725	136	255	255	255	255	255	255
介護予防訪問看護	21,917	25,408	28,563	30,475	31,099	31,666	32,526	32,251	32,526
介護予防訪問リハビリテーション	20,727	18,568	16,587	18,741	19,112	19,886	20,233	20,233	20,233
介護予防居宅療養管理指導	2,163	2,506	2,864	2,948	3,157	3,157	3,157	3,157	3,157
介護予防通所リハビリテーション	81,332	81,984	81,531	88,979	91,747	92,268	94,924	94,117	94,924
介護予防短期入所生活介護	2,373	5,554	6,036	16,019	16,425	16,812	17,198	17,198	17,198
介護予防短期入所療養介護（老健）	827	98	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	45,776	50,831	52,409	52,950	54,250	54,948	56,406	56,057	56,406
特定介護予防福祉用具購入費	2,627	1,665	2,662	2,311	2,311	2,311	2,311	2,311	2,311
介護予防住宅改修	7,352	6,923	6,302	2,444	2,444	2,444	2,444	2,444	2,444
介護予防特定施設入居者生活介護	27,444	23,587	19,360	20,786	20,813	22,705	22,705	22,705	22,705
(2) 地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	1,251	670	1,273	1,634	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,072	5,583	8,789	7,833	7,843	7,843	8,924	8,924	8,924
介護予防認知症対応型共同生活介護	122	170	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援									
介護予防支援	38,936	40,456	41,863	43,768	44,968	45,540	46,741	46,455	46,741
合計	257,610	264,728	268,375	289,143	296,060	301,471	309,460	307,743	309,460

※実績欄の令和5年度の数値は計画策定時点での見込み

■ 標準給付費

標準給付費は、「介護保険給付費」に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料の経費を合計した推計金額です。介護保険料は、この標準給付費と「地域支援事業」に係る費用の合計額から算出します。

単位：千円

区分	第9期見込み			中長期的な見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総給付費（調整後）※	4,947,277	5,030,555	5,072,973	5,320,319	5,305,106	5,323,596
特定入所者介護サービス費等給付額	99,523	101,806	102,826	104,999	104,511	105,028
高額介護サービス費等給付額	95,249	97,451	98,428	100,299	99,833	100,327
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,841	13,119	13,251	13,739	13,675	13,743
審査支払手数料	4,580	4,679	4,726	4,900	4,877	4,901
標準給付費見込額	5,159,469	5,247,610	5,292,203	5,544,257	5,528,003	5,547,595

■ 地域支援事業に係る費用

地域支援事業費に係る費用は、介護予防・日常生活支援総合事業費については、「介護予防・生活支援サービス費」と「一般介護予防事業費」を合計した金額、包括的支援事業・任意事業費については、「地域包括支援センター運営費」「家族介護支援事業費」「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症地域支援事業費」等を合計した金額となります。

単位：千円

	第9期見込み			中長期的な見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	295,323	304,154	308,743	319,910	329,120	330,986
包括的支援事業・任意事業費	129,142	143,342	147,542	157,542	167,542	177,542
合計	424,465	447,496	456,285	477,452	496,662	508,528

5 第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料基準額

■ 第1期から第8期までの介護保険料及び段階数の推移

単位：円

区分		段階数	保険料 (基準月額)	県平均保険料 (基準月額)	国平均保険料 (基準月額)
第1期	平成12年4月～平成12年9月	—	0	0	0
	平成12年10月～平成13年9月	5段階	1,220	1,173	1,455
	平成13年10月～平成15年3月		2,440	2,346	2,911
第2期	平成15年4月～平成18年3月	5段階	3,100	3,072	3,293
第3期	平成18年4月～平成21年3月	7段階	3,980	3,882	4,090
第4期	平成21年4月～平成24年3月	10段階	4,250	4,039	4,160
第5期	平成24年4月～平成27年3月	12段階	5,100	4,920	4,972
第6期	平成27年4月～平成30年3月	11段階	5,100	5,399	5,514
第7期	平成30年4月～令和3年3月	11段階	5,100	5,596	5,869
第8期	令和3年4月～令和6年3月	11段階	5,450	5,623	6,014
第9期	令和6年4月～令和9年3月	13段階	5,450		

■ 第9期 第1号被保険者の介護保険料の段階区分及び保険料率

単位：円

段階	対象者	保険料率	年間保険料	月額相当
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.455	29,750	2,479
		軽…0.285	軽18,630	軽1,552
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の者	基準額×0.685	44,790	3,732
		軽…0.485	軽31,710	軽2,642
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える者	基準額×0.69	45,120	3,760
		軽…0.685	軽44,790	軽3,732
第4段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.85	55,590	4,632
第5段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える者	基準額×1.00	65,400	5,450
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.15	75,210	6,267
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の者	基準額×1.30	85,020	7,085
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.50	98,100	8,175
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.55	101,370	8,447
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.75	114,450	9,537
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×1.80	117,720	9,810
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×1.90	124,260	10,355
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.00	130,800	10,900

※第1段階から第3段階までの方は、公費負担（国1/2、県1/4・市1/4）により保険料率を軽減しています。軽減適用後数値に「軽」を記載しています。

【参考】第1期～第8期 第1号被保険者の介護保険料の段階区分及び保険料率

<第1期>

単位：円

段階	対象者	平成12年10月～平成13年9月		
		保険料率	年間保険料	月額相当
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者	基準額×0.50	7,320	610
第2段階	世帯全員が市民税非課税の者	基準額×0.75	10,980	915
第3段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる者	基準額×1.00	14,640	1,220
第4段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が250万円未満の者	基準額×1.25	18,300	1,525
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上の者	基準額×1.50	21,960	1,830

段階	対象者	平成13年10月～平成15年3月		
		保険料率	年間保険料	月額相当
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者	基準額×0.50	14,640	1,220
第2段階	世帯全員が市民税非課税の者	基準額×0.75	21,960	1,830
第3段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる者	基準額×1.00	29,280	2,440
第4段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が250万円未満の者	基準額×1.25	36,600	3,050
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上の者	基準額×1.50	43,920	3,660

<第2期>

単位：円

段階	対象者	平成15年4月～平成17年3月		
		保険料率	年間保険料	月額相当
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者	基準額×0.50	18,600	1,550
第2段階	世帯全員が市民税非課税の者	基準額×0.75	27,900	2,325
第3段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる者	基準額×1.00	37,200	3,100
第4段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の者	基準額×1.25	46,500	3,875
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の者	基準額×1.50	55,800	4,650

<第3期>

単位：円

段階	対象者	平成18年4月～平成21年3月		
		保険料率	年間保険料	月額相当
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者	基準額×0.40	19,100	1,592
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.50	23,880	1,990
第3段階	世帯全員が市民税非課税であって、第2段階に該当しない者	基準額×0.75	35,820	2,985
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる者	基準額×1.00	47,760	3,980
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の者	基準額×1.25	59,700	4,975
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.50	71,640	5,970
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の者	基準額×1.65	78,800	6,567

<第4期>

単位：円

段階	対象者	平成21年4月～平成24年3月		
		保険料率	年間保険料	月額相当
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者	基準額×0.47	23,970	1,997
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.47	23,970	1,997
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える者	基準額×0.75	38,250	3,187
第4段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人が非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.85	43,350	3,612
第5段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人が非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える者	基準額×1.00	51,000	4,250
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.15	58,650	4,887
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.25	63,750	5,312
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.50	76,500	6,375
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.65	84,150	7,012
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の者	基準額×1.75	89,250	7,437

<第5期>

単位：円

段階	対象者	平成24年4月～平成27年3月		
		保険料率	年間保険料	月額相当
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者	基準額×0.45	27,540	2,295
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.45	27,540	2,295
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.65	39,780	3,315
第4段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える者	基準額×0.75	45,900	3,825
第5段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人が非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.85	52,020	4,335
第6段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人が非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える者	基準額×1.00	61,200	5,100
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.15	70,380	5,865
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.30	79,560	6,630
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.55	94,860	7,905
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.70	104,040	8,670
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	基準額×1.80	110,160	9,180
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の者	基準額×1.90	116,280	9,690

<第6期>

単位：円

段階	対象者	平成27年4月～平成30年3月		
		保険料率	年間保険料	月額相当
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の者	基準額×0.45	27,540	2,295
		軽…0.40	軽24,480	軽2,040
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.65	39,780	3,315
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える者	基準額×0.75	45,900	3,825
第4段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人が非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.85	52,020	4,335
第5段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人が非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える者	基準額×1.00	61,200	5,100
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.15	70,380	5,865
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.30	79,560	6,630
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.55	94,860	7,905
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.70	104,040	8,670
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	基準額×1.80	110,160	9,180
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の者	基準額×1.90	116,280	9,690

※ 第1段階の方は、公費負担（国1/2、県1/4・市1/4）により保険料率を軽減しています。軽減適用後数値に「軽」を記載しています。

<第7期>

単位：円

段階	対象者	平成30年4月～令和3年3月		
		保険料率	年間保険料	月額相当
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.45	27,540	2,295
		H30年軽…0.400	軽24,480	軽2,040
		R1年軽…0.350	軽21,420	軽1,785
		R2年軽…0.300	軽18,360	軽1,530
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.65	39,780	3,315
		R1年軽…0.575	軽35,190	軽2,932
		R2年軽…0.500	軽30,600	軽2,550
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える者	基準額×0.75	45,900	3,825
		R1年軽…0.725	軽44,370	軽3,697
		R2年軽…0.700	軽42,840	軽3,570
第4段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人が非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.85	52,020	4,335
第5段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人が非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える者	基準額×1.00	61,200	5,100
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.15	70,380	5,865
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.30	79,560	6,630
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.55	94,860	7,905
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.70	104,040	8,670
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	基準額×1.80	110,160	9,180
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の者	基準額×1.90	116,280	9,690

※ 第1段階から第3段階までの方は、公費負担（国1/2、県1/4・市1/4）により保険料率を各年度で軽減しています。軽減適用後数値に「軽」を記載しています。

<第8期>

単位：円

段階	対象者	令和3年4月～令和6年3月		
		保険料率	年間保険料	月額相当
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.45	29,430	2,452
		軽…0.30	軽19,620	軽1,635
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の者	基準額×0.65	42,510	3,542
		軽…0.50	軽32,700	軽2,725
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える者	基準額×0.75	49,050	4,087
		軽…0.70	軽45,780	軽3,815
第4段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.85	55,590	4,632
第5段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える者	基準額×1.00	65,400	5,450
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.15	75,210	6,267
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.30	85,020	7,085
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.55	101,370	8,447
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.70	111,180	9,265
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	基準額×1.80	117,720	9,810
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の者	基準額×1.90	124,260	10,355

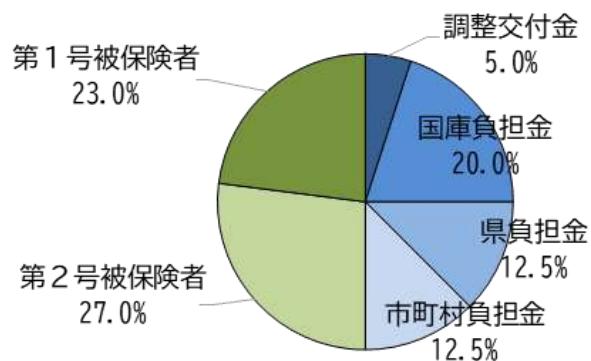
※第1段階から第3段階までの方は、公費負担（国1/2、県1/4・市1/4）により保険料率を軽減しています。軽減適用後数値に「軽」を記載しています。

【参考】介護保険事業の負担内訳

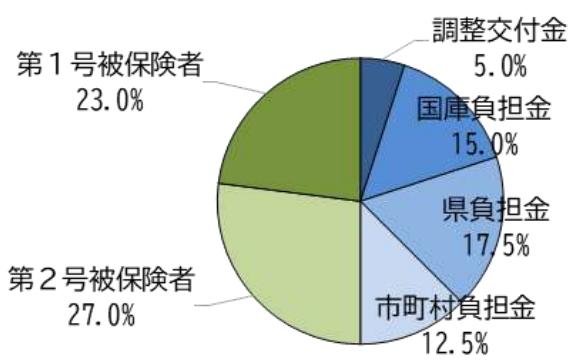
介護保険事業に必要な費用の負担は、公費（国・県・市）、65歳以上の第1号被保険者の保険料、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料でまかなわれます。この負担割合は以下のとおりです。

◆介護保険給付費等の財源内訳

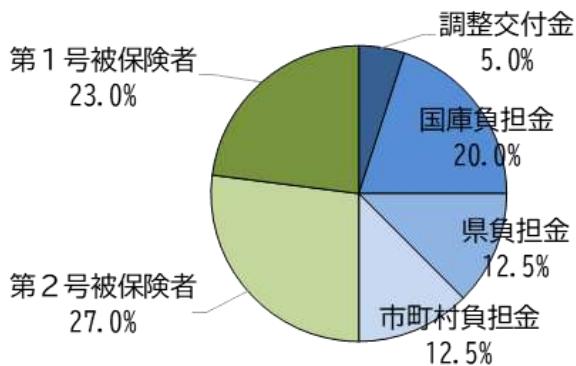
居宅給付費



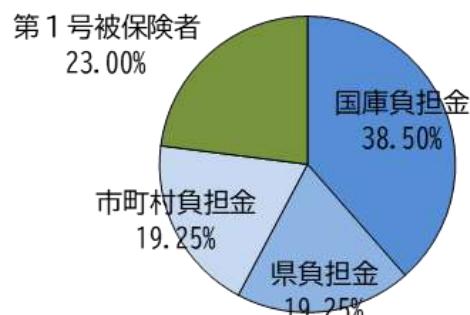
施設等給付費



介護予防・日常生活支援総合事業費



包括的支援事業・任意事業費



塩尻市 いきいき長寿計画

塩尻市老人福祉計画
第9期介護保険事業計画
第1期塩尻市認知症施策推進計画

令和6年4月発行

編集・発行 塩尻市 健康福祉部 介護保険課

〒399-0786

塩尻市大門七番町3番3号

電話：0263-52-0280（代）

E-mail : choju@city.shiojiri.lg.jp



いき 満彩 信州しおじり